

伊勢崎市スポーツ推進計画

ISESAKI CITY SPORTS PROMOTION PLAN

1市民1スポーツを楽しむまち いせさき

目次

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	スポーツの捉え方	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画期間	5
5	計画の策定方法	6
	(1) 計画の策定体制	6
	(2) 市民及び関係団体の意見把握手法	7
6	スポーツ推進にかかる本市の課題	8
	(1) 運動や身体活動を含む「する」スポーツに関する課題	8
	(2) スポーツの楽しみ方、スポーツの広がりに関する課題	10
	(3) スポーツの推進体制に関する課題	11
	(4) スポーツの環境に関する課題	12
第2章	スポーツ推進の方向性	13
1	スポーツ推進の理念	13
2	スポーツ推進の成果指標	14
3	スポーツ推進の基本施策	15
4	計画の推進体制	17
	(1) 市民及び関係団体との協力・連携	17
	(2) 計画の進行管理	17
第3章	基本施策	18
施策1	子どものスポーツの推進	18
	1-1 家庭や地域で身体を動かす機会の充実	19
	1-2 幼児期と学齢期を通じた運動機能の形成	20
施策2	若い世代・壮年期のスポーツの推進	22
	2-1 「する」スポーツの生活習慣化への支援	23
	2-2 地域活動・民間等への働きかけの推進	23
施策3	高齢期のスポーツの推進	24
	3-1 高齢期に適した軽スポーツの普及	25
	3-2 高齢期に身体を動かす習慣の普及	26
施策4	障害者スポーツの推進	27
	4-1 障害者と一緒にスポーツを楽しむ機会の充実	28

4-2 障害者スポーツの環境づくりの推進	28
施策5 競技スポーツの推進	30
5-1 トップアスリートの育成	31
5-2 競技力向上のための体制の充実	31
施策6 スポーツの多様な広がり推進	32
6-1 みる（感じる）スポーツの普及	33
6-2 支えるスポーツの普及	33
6-3 スポーツの力の地域活性化への展開	33
施策7 スポーツを推進する体制と環境の充実	34
7-1 スポーツ情報の積極的な発信	35
7-2 スポーツ推進体制の充実	35
7-3 スポーツを楽しむための施設・設備の整備	36

参考資料（第1章関係）————— 37

1 スポーツ基本法の概要	37
2 関連計画等の概要	38
（1）国	38
（2）群馬県	40
（3）伊勢崎市	41
3 地域特性	43
（1）地勢・気候	43
（2）道路・交通	43
（3）人口	44
（4）本市の健康課題	46
4 スポーツの活動状況	48
（1）スポーツ振興組織	48
（2）スポーツ施設等	49
（3）スポーツイベント	50
（4）保育所、学校教育	51
（5）障害者スポーツ組織	51
（6）プロスポーツ団体	51
（7）大学・企業等の活動	51
5 スポーツ分野の指標達成度	52
6 スポーツ施策に関する市民の満足度・重要度	53

参考資料（第3章関係）————— 54

「施策1 子どものスポーツの推進」の現状	54
「施策2 若い世代・壮年期のスポーツの推進」の現状	56
「施策3 高齢期のスポーツの推進」の現状	63
「施策4 障害者スポーツの推進」の現状	65

「施策5 競技スポーツの推進」の現状	68
「施策6 スポーツの多様な広がり」の現状	69
「施策7 スポーツを推進する体制と環境の充実」の現状	73

参考資料（策定体制関係）————— 81

1 伊勢崎市スポーツ推進審議会条例	81
2 伊勢崎市スポーツ推進審議会規則	82
3 伊勢崎市スポーツ推進審議会委員名簿	83
4 計画の策定経過	84

※「障害者」の表記について

本計画の「障害者」の表記は、障害児（18歳未満）を含みます。
また、第2次伊勢崎市障害者計画に準じ、漢字表記とします。

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市は、平成18年に「スポーツ都市宣言」（下記参照）を行い、スポーツを通じた生きがいづくり、仲間づくりに向けて、「1市民1スポーツ」を推進しています。

人生100年時代を迎えるとともに、少子高齢化や外国籍を持つ市民の増加等も想定される本市の将来を展望すると、市民一人ひとりの生涯にわたる健康増進と地域共生社会の形成がこれまで以上に重要なテーマとなり、「1市民1スポーツ」の一層の推進がそのための大きな力となります。

国では、平成23年8月、「スポーツ基本法」（スポーツ振興法の全面改定）を新たに施行し、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成に向けて、スポーツを文化として定着させること（スポーツ文化の確立）を推進しています。

こうした動きを踏まえて本市として、「スポーツ基本法」、国の「スポーツ基本計画」、「群馬県スポーツ基本計画」等を参酌した上で、「1市民1スポーツ」の一層の定着に向けたスポーツビジョン（長期的な方向性、基本施策）を示す「伊勢崎市スポーツ推進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

本計画の推進を通じて、市民、スポーツ団体、民間企業、保健機関、医療機関、教育機関、行政機関等との協働の下、市民の健康寿命の延伸とともに、地域共生社会の形成や地域活性にスポーツの力を活用するものです。

◆スポーツ都市宣言（平成18年12月20日告示第150号）

平成18年12月20日本市議会の議決を経て、次のとおり本市がスポーツ都市であることを宣言します。

スポーツに親しみ、スポーツをとおして健康な心と体をつくり、友情とふれあいの輪を広げることは、明るく健全な社会をつくる大きな力になります。

わたくしたち伊勢崎市民は、一人ひとりが生涯を通じて健康で生きがいのある充実した生活を営み、笑顔と活力あふれるまちを築くため、ここに「スポーツ都市」を宣言します。

2 スポーツの捉え方

本計画のスポーツの捉え方は、国の「第2期スポーツ基本計画」並びに「群馬県スポーツ推進計画」に準じ、ルールに基づいて行われる競技性の高いスポーツ、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために行われる運動、その他の身体活動を含みます。

具体的には、子どもの外遊び、日常生活で身体を動かすこと、散歩等の軽い運動、レクリエーションの要素を含む運動、競技性の高いスポーツ、スポーツ観戦、運動指導、スポーツをする家族や選手の応援、スポーツ大会に運営スタッフとして携わること等もスポーツの範疇として捉えるという考え方です。

つまり、競技や運動を「する」スポーツに加えて、スポーツを「みる」ことや五感で「感じる」ことによって感動や人生に活力を得ることも楽しみとしてのスポーツであり、また、スポーツを「支える」ことによって多くの人々と喜びをわかち合い、選手の応援や大会のボランティア等を通じて地域の絆を強くすることもスポーツであるという考え方です。

スポーツを従来のイメージより幅広く捉えることによって、市民一人ひとりが『自分らしいスポーツ』を楽しむ気運を高めることにつながります。

参考 ④ 国の第2期スポーツ基本計画における「スポーツの捉え方」(抜粋、要約)

スポーツには、競技としてルールに則り他者と競い合い自らの限界に挑戦するものや、健康維持や仲間との交流など多様な目的で行うものがある。例えば散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリングもスポーツとして捉えられる。このようにスポーツは文化としての身体活動を意味する広い概念であり、各人の適性や関心に応じて行うことができ、一部の人のものではなく「みんなのもの」である。

スポーツを「する」ことで、みんなが「楽しさ」「喜び」を得られ、これがスポーツの価値の中核である。

スポーツを「みる」ことで、極限を追求するアスリートの姿に感動し、人生に活力が得られる。家族や友人等が一生懸命応援することでスポーツを「する」人の力になることができる。

スポーツを「ささえる」ことで、多くの人々が交わり共感し合うことにより、社会の絆が強くなっていく。例えば「みる」ことがきっかけで「する」「ささえる」ことを始めたり、「ささえる」ことで「する」ことのすばらしさを再認識したりすることもある。また、スタジアムやアリーナで多くの人々がトップアスリートの姿を間近に見ることでスポーツの価値を実感することができる。スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで全ての人々がスポーツに関わり、その価値が高まっていく。

参考 ④ 群馬県スポーツ推進計画における「スポーツの捉え方」

この計画では、ルールに基づいて行われる競技性の高いスポーツだけではなく、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために行われる運動競技その他の身体活動をスポーツと捉えています。

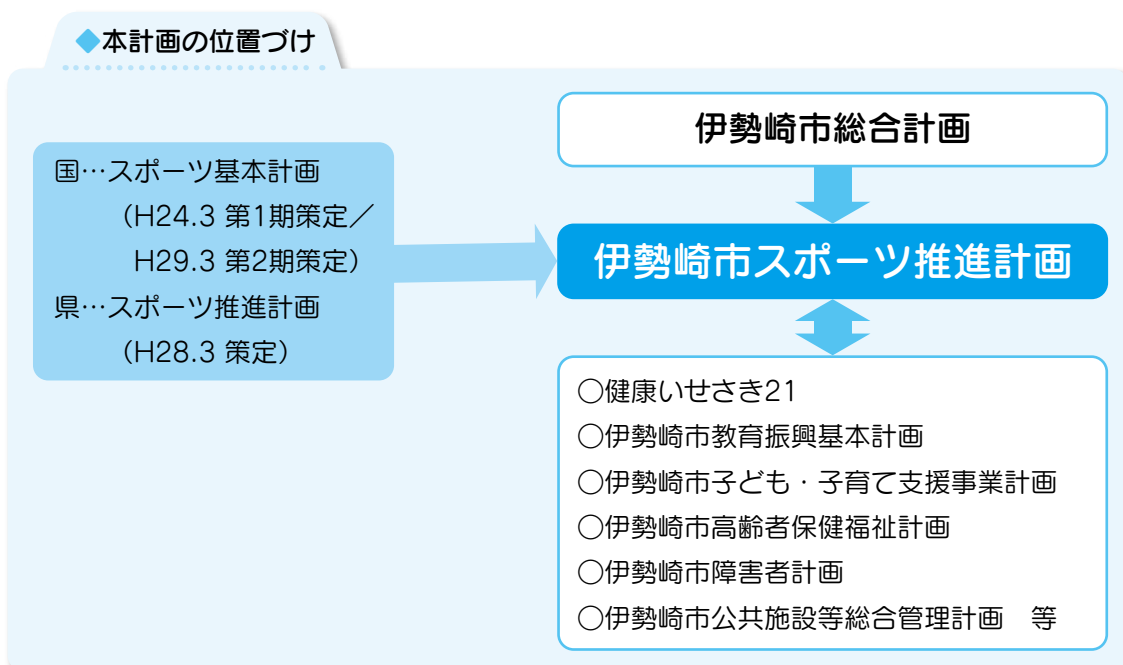
3 計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第10条に基づき地方公共団体が策定する「地方スポーツ推進計画」です。

本市のまちづくりにおいては、「伊勢崎市総合計画」に基づく個別計画のひとつであり、スポーツ推進のマスタープランに位置づけます（次ページ参照）。

本計画の策定及び推進にあたっては、スポーツ基本法、国の「第2期スポーツ基本計画」、「群馬県スポーツ推進計画」等の内容を十分に参酌するとともに、「伊勢崎市総合計画」をはじめ、分野別の計画・事業との整合を図ります。

なお、市で管理するスポーツ施設の整備方針となる「スポーツ振興課所管施設個別施設計画」（伊勢崎市公共施設等総合管理計画の個別計画）を令和元年度に策定し、本計画の推進に合わせた環境整備を進めていきます。



◆ 第2次伊勢崎市総合計画：「スポーツの推進」の内容（抜粋）

【第2次伊勢崎市総合計画】

主管部署：企画部 企画調整課

4-2-5 スポーツの推進

【施策の基本方針】

- ①生涯スポーツを推進し、市民のだれもが生涯にわたり、年齢、体力、目的に応じて、レクリエーションスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
- ②競技スポーツを推進し、競技の普及、競技者人口の増加や競技力の向上を支える環境づくりに努めます。
- ③スポーツ施設の整備を推進し、あらゆる世代が気軽にスポーツに参加できる環境を提供します。

【施策の展開】

①生涯スポーツの推進

- 1市民1スポーツの推進

【1市民1スポーツ】

心と体の健康づくりのために、市民一人ひとりが1種類以上のスポーツに親しむことを目指した取り組み。

- 市民スポーツの日の普及
- 市民レクリエーションスポーツ祭の充実
- スポーツ推進委員との連携の充実

②競技スポーツの推進

- スポーツ教室の充実
- 市民総合スポーツ大会の充実
- （一財）伊勢崎市スポーツ協会、競技団体などとの連携・支援
- 講習会、研修会などによる指導者の養成・支援

③スポーツ環境の充実

- 安心・安全な施設の計画的な整備

4 計画期間

本計画はスポーツ施策の長期的な指針として、令和2年度（2020年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）までの10年間を計画期間とします。

計画期間中は伊勢崎市スポーツ推進審議会の定期的な開催、中間年の市民意識調査の実施等による評価を行います。また、法制度の大幅な改正や社会動向の大きな変化があった場合、必要に応じて計画期間中に見直します。

◆ 関連する主な計画及び計画期間

※計画改定は予定

主体	計画名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
伊勢崎市	総合計画	第2次					計画改定					
	スポーツ推進計画	[Blue Arrow]										
	健康いせさき21	第2次					計画改定					
	教育振興基本計画	[Blue Arrow]					計画改定					
	子ども・子育て支援事業計画	第2期					計画改定					
	高齢者保健福祉計画	第7期	計画改定			計画改定			計画改定			
	障害者計画	第2次	計画改定									
	公共施設等総合管理計画	平成28年度（2016年度）～令和27年度（2045年度）（30年間）										
国	スポーツ基本計画	第2期		計画改定					計画改定			
県	スポーツ推進計画	[Blue Arrow]	計画改定					計画改定				
	国内で開催される代表的なスポーツ大会（予定）	東京オリパラ								群馬国スポ※		

※第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会

（注：「国民体育大会」の名称は2023年より「国民スポーツ大会」に変更される予定）

5 計画の策定方法

(1) 計画の策定体制

本計画は、市民及び関係団体等と協力・連携して策定します。

【伊勢崎市、伊勢崎市スポーツ推進審議会】

伊勢崎市スポーツ推進審議会は関係団体及び有識者等で構成した組織であり、地域の実情や市民意見を踏まえ、実践的かつ専門的な知見を交えて計画案を審議します。

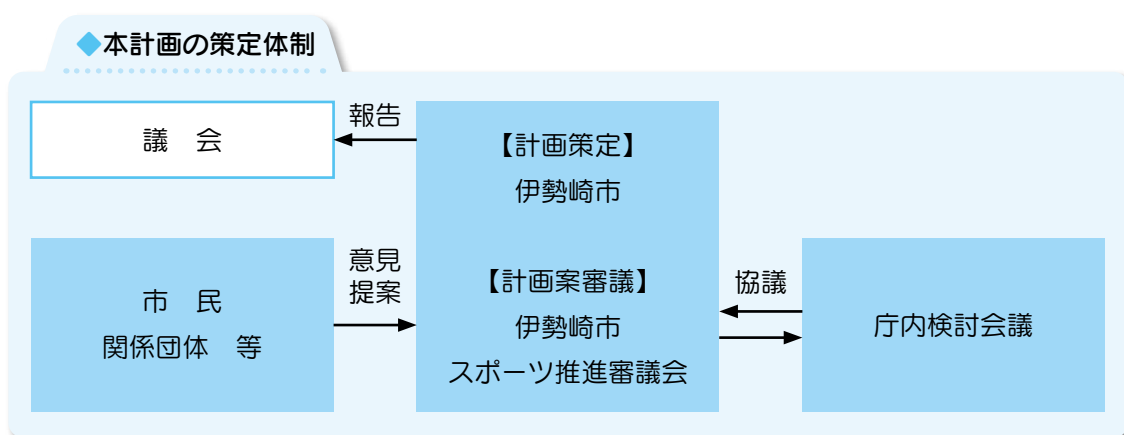
審議会の意見を尊重するとともに、政策的な判断を踏まえて、本市が計画を決定します。

【庁内検討会議】

計画推進に関連する部署で構成した組織であり、スポーツ、健康、教育、福祉等の幅広い分野の連動を目指す計画案を協議します。

【市民、関係団体等】

市民アンケート、団体アンケート、パブリックコメントを通じて、本市のスポーツ施策に対する意見や提案を行います。



(2) 市民及び関係団体の意見把握手法

市民及び関係団体の意見や提案を計画に反映するため、下記を実施しました。

【市民アンケート】	
目的	運動やスポーツ活動の実態、スポーツに関する意識を把握する
調査対象	20歳以上の市民 2,000人（居住地域、年齢を勘案して抽出）
調査期間	平成30年6月29日～7月20日（最終受付7月31日）
調査方法	無記名によるアンケート調査（調査票の郵送配付・郵送回収）
回答者数(回答率)	679人（34.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ スポーツへの取り組み状況 ○ スポーツに関する情報 ○ スポーツ観戦 ○ スポーツ行事へのボランティア ○ 総合型地域スポーツクラブ ○ 障害者スポーツ ○ スポーツ施設の利用状況 ○ スポーツイベント・行事への参加状況 ○ 伊勢崎市のスポーツ推進 ○ 伊勢崎市の地域性 ○ 回答者属性 ○ 自由意見
【スポーツ団体アンケート】	
目的	活動上の課題、市のスポーツ振興に対する意見を把握する
調査対象	スポーツ協会加盟団体 200団体（競技種目毎に抽出）
調査期間	平成30年6月29日～7月20日（最終受付7月31日）
調査方法	団体記名によるアンケート調査（調査票の郵送や電子メール等による配付・回収）
回答者数(回答率)	136団体（68.0%）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 活動の主な課題と解決策、市や協会への期待 ○ 今後のスポーツ振興で重要な分野 ○ 市のスポーツ振興への意見
【パブリックコメント】	
目的	市民や地域等から、計画案に関する意見・提案を把握する
調査期間	令和元年8月1日～8月30日（30日間）
実施方法	市ホームページ、市役所、各支所における計画案の閲覧
意見方法	電子メール、FAX、郵送等による提出
意見件数	0人（0件）

6 スポーツ推進にかかる本市の課題

(1) 運動や身体活動を含む「する」スポーツに関する課題

市主催スポーツ事業の参加者数、スポーツ施設の利用者数、スポーツ教室の参加者数はいずれも増加しています。

1年間にスポーツをした20歳以上の市民は67.9%、およそ3人に2人に上り、「する」スポーツは市民に定着しつつあります（市民アンケート 下図）。

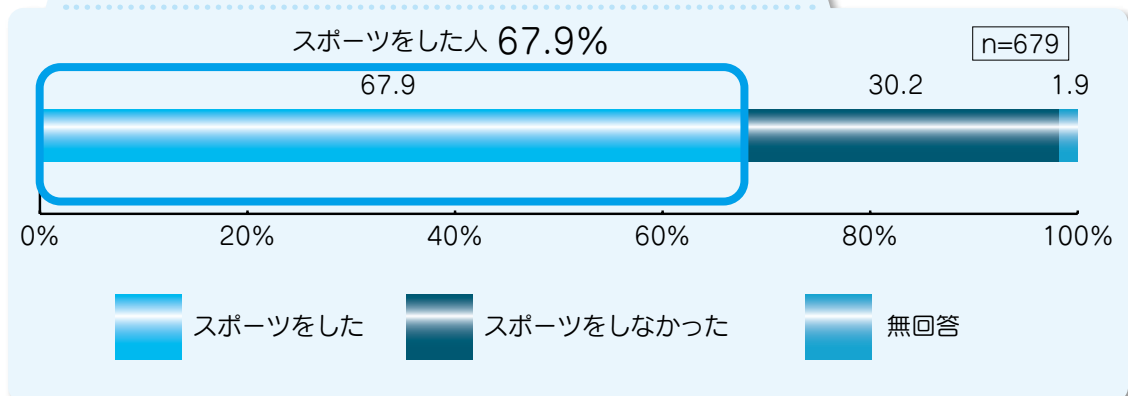
しかしながら、スポーツを週に1日以上行っている割合（スポーツ実施率）は46.3%（市民アンケート 次ページ上図）であり、全国値51.5%（平成29年度調査）や国の目標65%には及びません。また、体力に自信のない人は51.7%と半数を占めており、年齢を問わず、体力に不安を感じています（市民アンケート 次ページ中図）。

こうした中で、市民は「高齢者や障害者がスポーツをしやすい環境づくり」、「気軽に参加できるスポーツやイベントの開催」、「青少年のスポーツ活動の推進」の取り組みに期待を寄せています（市民アンケート 次ページ下表）。

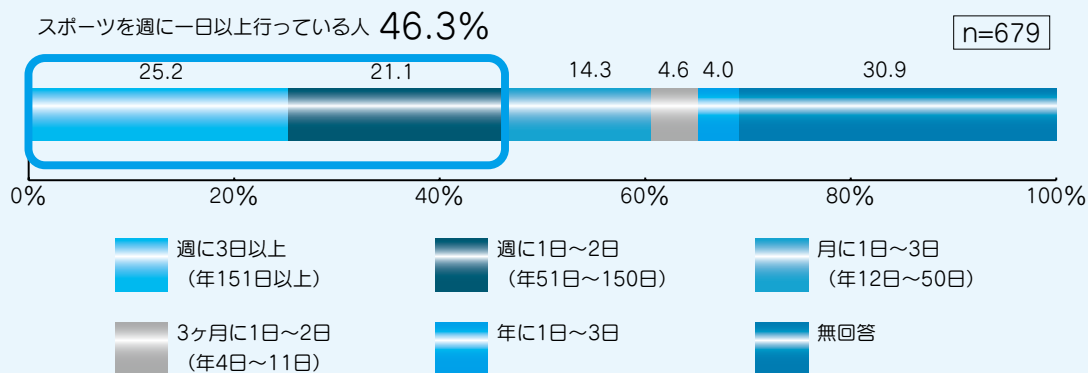
市民のスポーツ活動の実態や意識、そして「健康 いせさき21（第2次）」で明らかにした本市の健康課題（子育て世代の悩みやストレスの解消、壮年期の生活習慣病予防、高齢期の閉じこもり防止等）を踏まえた上で、健康寿命の延伸に向けては適度な運動や身体活動を含む「する」スポーツの生活習慣化がこれまで以上に重要となります。

適度な運動や身体活動を含む「する」スポーツの生活習慣化に向けた本市の課題は、少子高齢社会が進む本市の将来を見据え、子ども、働き盛り世代、高齢者、障害者、外国人がスポーツを楽しむ機会の充実を図ること、すべてのライフステージにおいて歩くことや体操等の軽い運動を生活の中に上手に取り入れる意識づけに、より積極的に取り組むことです。

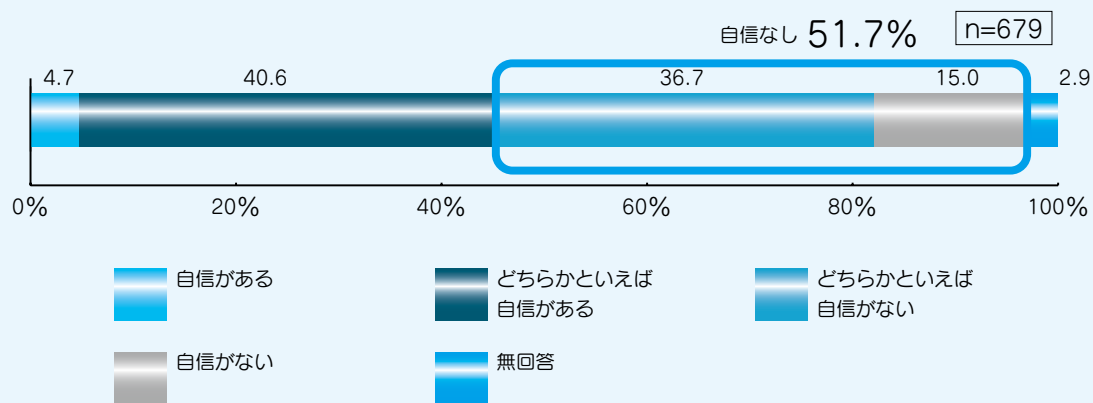
◆1年間にスポーツをした経験（回答者数679人、単数回答）



◆スポーツをしている程度（回答者数679人、単数回答）



◆体力への自信（回答者数679人、単数回答）



◆本市に期待するスポーツ施策の上位項目（回答者数679人、複数回答）

順位	期待する取り組み	割合 (%)
1位	高齢者や障害のある方がスポーツや運動をしやすい環境づくりの推進	70.1
2位	気軽に参加できるスポーツやイベントの開催	68.5
3位	青少年のスポーツ活動の推進	65.3

(2) スポーツの楽しみ方、スポーツの広がりに関する課題

競技や運動、筋力向上トレーニング等に代表される「する」スポーツだけをスポーツと考える人は大勢います。また、運動能力、年齢、病気、障害等の理由から「する」スポーツを諦めている人や敬遠する人もいます。

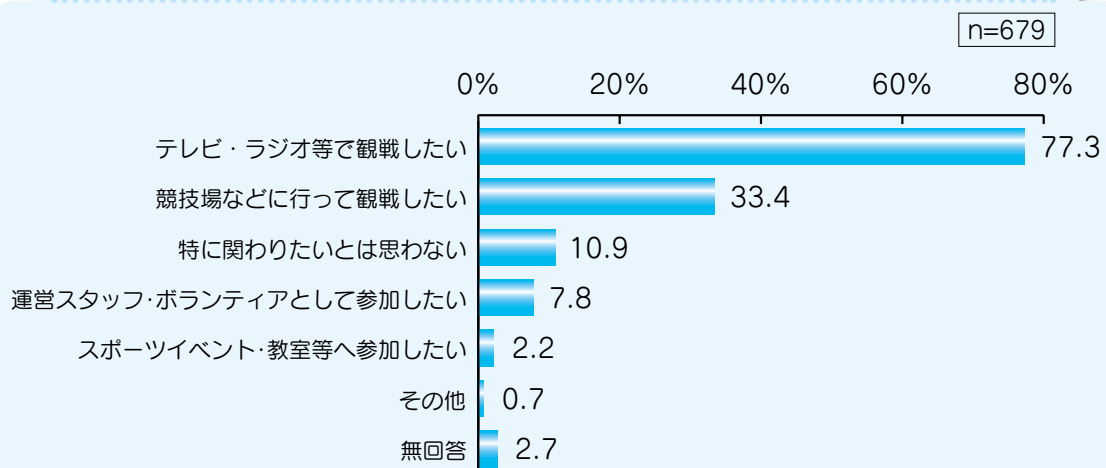
しかしながら、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に「特に関わりたいとは思わない」は1割にとどまり、年齢や性別を問わず、多くの市民がスポーツを楽しみにしていることがわかります（市民アンケート 下図）。また、世界に目を向けると、日本では馴染みのないスポーツも数多くあり、技術進歩等によって既成概念に捉われない新しいスポーツも生まれています。

自分なりにスポーツを楽しむことで市民一人ひとりの人生が豊かになるとともに、誰もが自分らしく生きる地域共生社会の実現につながります。さらに、スポーツを核に分野や地域を超えた交流の広がり、健康増進やスポーツに関する技術や障害者スポーツ用具の開発等、地域経済の活性化への波及効果も期待できます。

「1市民1スポーツ」の実現による心身の健康増進に向けた今後の課題は、「する」スポーツを諦めている人、敬遠する人、国籍、障害等に関わらず、「する」「みる（感じる）」「支える」といった幅広いスポーツを普及し、市民が自分らしくスポーツを楽しむ気運を市全体で醸成することです。

さらに、「スポーツ都市」として多面的な魅力づくりを「元気都市 いせさき」の実現につなげるためにスポーツを幅広い視点で捉え、経済界、民間企業、関係機関、市民主体の地域活動等との連携を一層進め、スポーツの力を様々な分野や地域づくりに活用する取り組みを進めていくことも必要になります。

◆ 2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会への関心(回答者数679人、複数回答)



(3) スポーツの推進体制に関する課題

市民スポーツの一翼を担うスポーツ団体の半数近くが、「新しい会員の参加」や「会員の減少」をはじめ、「活動場所の確保」、「指導者の確保や養成」を活動上の課題に挙げています（スポーツ団体アンケート 下図）。

将来的にスポーツ団体の活動の停滞や縮小が現実になった場合、本市のスポーツ振興にとっても市民スポーツの衰退に直結する重要な問題となります。

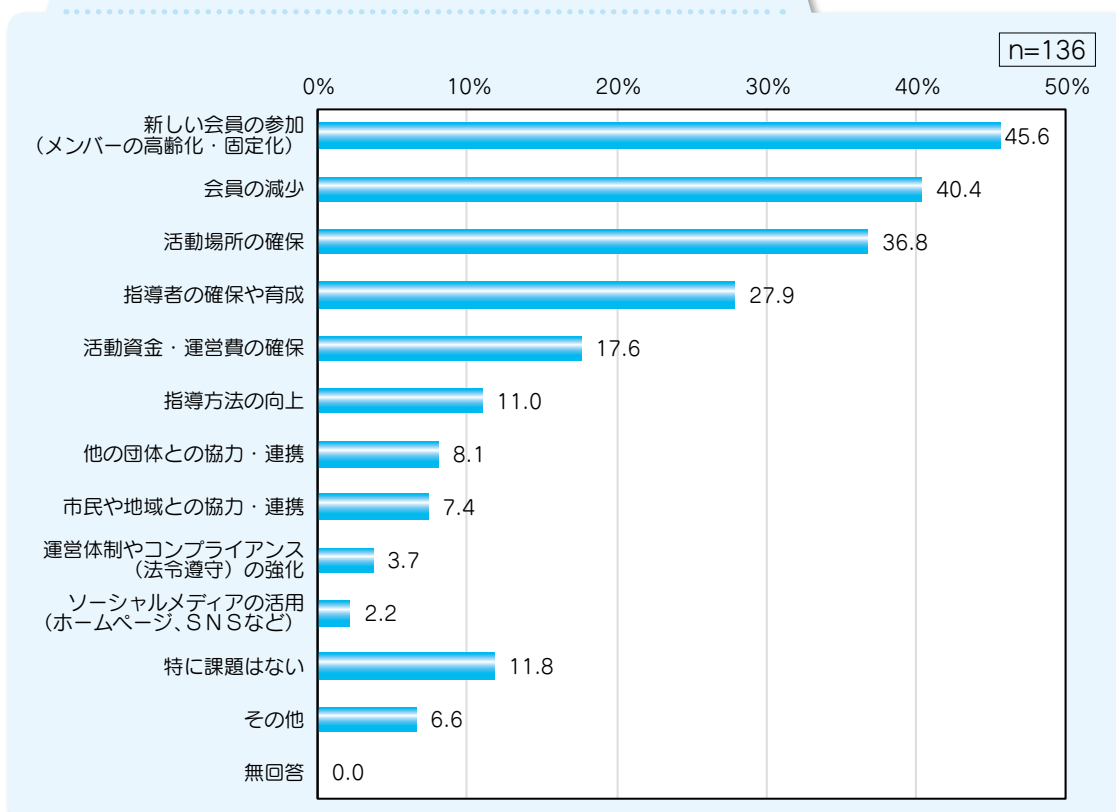
誰もがスポーツを楽しむ後押しをする体制の強化とともに、スポーツ分野のみならず、市民生活に関与するあらゆる事業で適度な運動や身体活動を取り入れることが、少子高齢化の進展や後期高齢者の増加が見込まれる本市において、ますます重要になります。

市民スポーツの普及に向けた推進体制に関する今後の課題は、スポーツ団体を統括するスポーツ協会と一緒に、各スポーツ団体に共通する課題の解決に取り組んでいくことです。

スポーツの普及や競技力の向上には指導者の確保と技能向上が不可欠ですが、指導者も高齢化することから、指導者の世代交代、指導方法の継承、新しい指導方法の習得といった指導体制の強化が重要な課題です。

生涯にわたってスポーツに親しむ機会を増やすために、市民主体の地域活動や保健・福祉分野、教育分野との一層の連携が必要です。

◆スポーツ団体の活動上の課題（回答136団体、複数回答）



(4) スポーツの環境に関する課題

本市のスポーツ施設は、昭和58年の第38回「あかぎ国体」の開催にあたって昭和50年代に整備したものが多く、施設の老朽化が進んでいます。

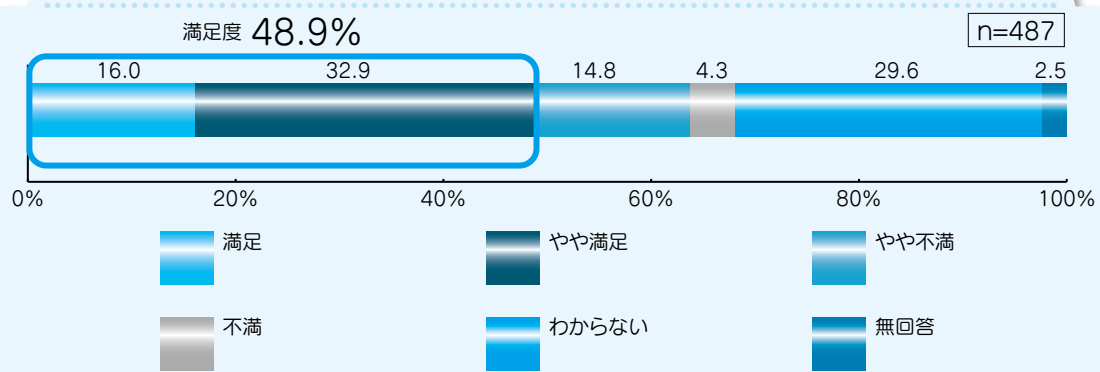
スポーツ施設に関する市民満足度（「満足」と「やや満足」の合計）は5割近くであり、不満度（「やや不満」と「不満」の合計）は約2割にとどまります（市民アンケート 上図）。また、軽い運動やスポーツを楽しむ場所として「自然の中で、運動やスポーツをしたい」や「近くの公園などを利用して運動したい」という市民も多いことがわかります（市民アンケート 下図）。

市民スポーツの普及に向けた環境整備に関する今後の課題は、2028年の第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の開催も見据え、安全性、利便性、機能性を考慮した施設・設備の改修と更新を計画的に実施することです。

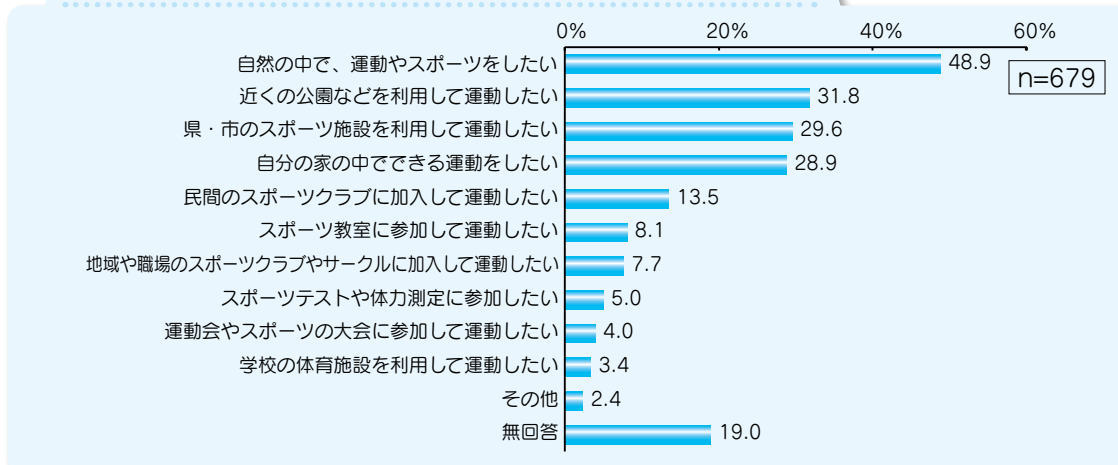
地域の人口や年齢構成の変化も踏まえ、周辺の類似施設との統廃合やスポーツ施設の再配置も長期的な課題となります。

また、県や所管部署との連携を図りながら、身近な場所で、一人でも、親子でも、友人同士でも、気軽にスポーツを楽しむ環境づくりを進めることも必要です。

◆市のスポーツ施設の満足度（「利用したことがない」を除いた回答者数487人、単数回答）



◆スポーツをしたい機会や場所（回答者数679人、複数回答）



1 スポーツ推進の理念

今後10年間、この理念（基本的な考え方）の下でスポーツ行政を推進します。

◆スポーツ推進の理念◆

1市民1スポーツを楽しむまち いせさき

多くの市民は“スポーツ＝競技や運動”と捉えていると考えられますが、それはスポーツの持つ“力”の一部でしかありません。「する」スポーツをしない人、様々な事情によって「する」スポーツをできない人も、自分らしいスポーツの楽しみ方を見つけることによって生きがいや生活の張りが生まれ、人生をより豊かなものにします。また、スポーツによる国内外の市民との交流、大学、企業、産業振興・保健・福祉・教育分野等の関係機関の多様な交流を通じて新しい絆や魅力が生まれ、そこから定住化や地域経済の活性化が広がります。こうしたスポーツの持つ“力”を最大限に発揮することが、市民一人ひとりの元気と地域の元気につながり、本市の将来像「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」の実現につながります。

こうした考え方にに基づき、スポーツを取り巻く時代潮流や技術の進歩、市民のライフステージ毎の特性等を踏まえた上で、競技や運動を「する」スポーツに加えて、スポーツを「みる（感じる）」こと、スポーツを「支える」こと、環境づくりを、一歩ずつ着実に進め、性別、年齢、障害や病気の有無、国籍に関わらず、すべての市民が自分らしく楽しむ「1市民1スポーツ」の実現を図っていきます。



2 スポーツ推進の成果指標

今後10年間のスポーツ推進の成果指標は次の通りです。

指標①	スポーツ教室の参加者数（第2次伊勢崎市総合計画の指標）	
実績：平成30年度（2018年度）	→	目標：令和11年度（2029年度）
1,489人		1,680人
（目標の考え方） 市民がライフステージ毎やそれぞれの種目に応じたスポーツを行えるよう、スポーツ教室の充実を図り、するスポーツの広がりにも寄与することを目標として、過去の実績を参考に設定した数値を設定する。		

指標②	市主催スポーツ事業の参加者数（第2次伊勢崎市総合計画の指標）	
実績：平成30年度（2018年度）	→	目標：令和11年度（2029年度）
13,749人		20,000人
（目標の考え方） 多くの市民や幅広い世代が参加できるような大会・イベントの開催を目指し、するスポーツの広がりにも寄与することを目標として、過去の実績を参考に設定した数値を設定する。		

指標③	スポーツ施設の利用者数（第2次伊勢崎市総合計画の指標）	
実績：平成30年度（2018年度）	→	目標：令和11年度（2029年度）
1,000,486人		1,080,000人
（目標の考え方） 多くの市民や幅広い世代に施設を利用していただけるよう利用促進を図り、するスポーツの広がりにも寄与することを目標とし、過去の実績を参考に設定した数値を設定する。		

指標④	スポーツボランティアの参加者数（本計画独自の指標）	
実績：平成30年度（2018年度）	→	目標：令和11年度（2029年度）
779人		880人
（目標の考え方） ボランティアとして参加しやすい大会・イベントの運営を図り、支えるスポーツの広がりにも寄与することを目標とし、過去の実績を参考に設定した数値を設定する。		

3 スポーツ推進の基本施策

本計画の目標達成に向けて7つの基本施策を定め、市民及び関係団体、庁内関連部署等との協働によって推進します。

施策1 子どものスポーツの推進

『幼児期・学齢期の運動習慣の定着と体力向上』をテーマに、家庭及び地域における子どもの身体活動を促す機会の充実による運動習慣の定着、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校・中学校・中等教育学校で継続した運動機能の形成と体力向上を図る教育・指導を実践します。

【施策内容】

- 1-1 家庭や地域で身体を動かす機会の充実
- 1-2 幼児期と学齢期を通じた運動機能の形成

施策2 若い世代・壮年期のスポーツの推進

『現役世代の「する」スポーツの習慣化、地域等との連携』をテーマに、若い世代・壮年期が「多忙感」を乗り越え、生活の中に「する」スポーツを楽しむ習慣が普及するよう、市民主体の地域活動、民間企業、関係団体と連携した環境づくりを推進します。

【施策内容】

- 2-1 「する」スポーツの生活習慣化への支援
- 2-2 地域活動・民間等への働きかけの推進

施策3 高齢期のスポーツの推進

『心身の健康維持に向け、身体を動かす習慣の普及』をテーマに、高齢期を迎えた市民が適切な運動量を確保する軽スポーツの環境づくりを、市民主体の地域活動や民間企業等を含め、多くの関係機関と連携して推進するとともに、家の中や身近な場所で身体を動かすことの普及を図ります。

【施策内容】

- 3-1 高齢期に適した軽スポーツの普及
- 3-2 高齢期に身体を動かす習慣の普及

施策4 障害者スポーツの推進

『障害者の活動意欲を引き出す社会環境の形成』をテーマに、障害の種類及び程度に応じたスポーツイベントやスポーツ教室の充実を中心に、スポーツに関する様々な面で病気や障害への一層の配慮に取り組みます。また、障害者スポーツの推進体制の構築を目指します。

【施策内容】

- 4-1 障害者と一緒にスポーツを楽しむ機会の充実
- 4-2 障害者スポーツの環境づくりの推進

施策5 競技スポーツの推進

『トップアスリートの育成、競技力全体の向上』をテーマに、競技選手の活躍を通じて市民の一体感の醸成につながるよう、県や関係団体と連携し、競技選手をサポートする体制の強化を図ります。

【施策内容】

- 5-1 トップアスリートの育成
- 5-2 競技力向上のための体制の充実

施策6 スポーツの多様な広がりへの推進

『みる（感じる）・支えるスポーツの普及、地域活性化への展開』をテーマに、「スポーツ都市」としての魅力が高まるよう、みる（感じる）スポーツの普及、スポーツボランティアの育成、スポーツの力をまちづくりに波及させる取り組みを、市民主体の地域活動、大学、民間企業等と協力して推進します。

【施策内容】

- 6-1 みる（感じる）スポーツの普及
- 6-2 支えるスポーツの普及
- 6-3 スポーツの力の地域活性化への展開

施策7 スポーツを推進する体制と環境の充実

『指導体制とスポーツ団体の充実、施設の計画的な改修』をテーマに、市民スポーツの普及に向けて、積極的な情報発信、様々なレベルや心身の状態に応じた指導体制の充実とスポーツ団体の活性化、そして、2028年の第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会を見据え、スポーツ施設等の計画的な改修等による安全性、利便性、機能性の向上を図ります。

【施策内容】

- 7-1 スポーツ情報の積極的な発信
- 7-2 スポーツ推進体制の充実
- 7-3 スポーツを楽しむための施設・設備の整備

4 計画の推進体制

(1) 市民及び関係団体との協力・連携

本市は「1市民1スポーツ」の普及に向けてリーダーシップを発揮し、市民及び関係団体（地域、学校、スポーツ団体、大学、民間企業等）と一層の協力と連携を図りながら、本計画を着実に推進します。

市民及び関係団体はそれぞれの主体的な活動を通じて、「1市民1スポーツ」の普及に寄与します。

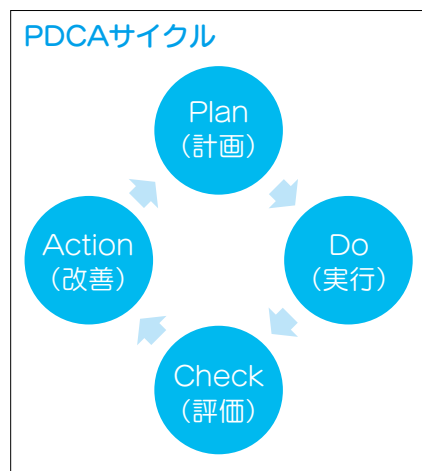
(2) 計画の進行管理

①PDCAサイクルの実施

本計画の進行管理は、継続的な評価とそれに基づく見直しを行うPDCAサイクルを基本とします。

本市が計画の進捗（実施）状況や成果（指標の達成度等）を毎年度確認し、伊勢崎市スポーツ推進審議会に報告します。

伊勢崎市スポーツ推進審議会では、計画の進捗（実施）とともに、国及び県の政策、市民の健康増進における状況等を踏まえた上で、次年度以降の施策や事業の見直し等を検討します。



②庁内関係部署との連携強化

庁内の保健・医療・福祉をはじめ、社会基盤整備、産業振興、地域活性化等、スポーツの持つ力が影響する各分野の部署との連携をより一層強化し、相互の事業協力や情報共有、職員意識の醸成を図り、効果的・効率的に施策・事業を実施します。

③財源の確保

本市（行政）として、国の助成制度等を適切に活用し、本計画を着実に実行するための財源確保に努めます。

施策1 子どものスポーツの推進

～幼児期・学齢期の運動習慣の定着と体力向上～

【施策の背景】


幼児期における身体活動は多様な動きを身につけるだけでなく、人生100年時代といわれる長い生涯にわたる運動機能の基礎を形成するとともに、物事に意欲的に取り組む態度を養う、心身の様々な側面の発達に不可欠なものです。

幼児期の十分な身体活動を基礎として、学齢期において知・徳・体をバランス良く育むことにより、社会を生き抜く力の養成と本市の次代を担う人材育成につながります。



【幼児期・学齢期に関する施策の方向性】

- 1-1 幼児期は、国の指針等（下記参照）に則り、子育て家庭や地域で活動する団体と連携しながら、幼児が身近な人との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことができるようにすることを通じて、十分に身体を動かす気持ちよさを体験し、自ら身体を動かそうとする意欲を育てる環境の構成を工夫します。
- 1-2 学齢期は幼児期の指導の継続性を確保しつつ、小学校・中学校・中等教育学校における年間指導計画に基づき、教科、クラブ、部活動、学校行事を通じて、児童生徒の体力向上を図る指導を実施します。

参考  「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」

- 幼稚園（文部科学省）、保育所（厚生労働省）、認定こども園（内閣府）の内容及び運営等の指針。平成29年に文部科学省、厚生労働省、内閣府が連携して大きな改定を行い、平成30年度から実施されている。
- 幼稚園、保育所、認定こども園に共通する目標は、幼児期に「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質や能力を養う活動を行い、小学校における「知識・技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につなげていくことを目指している。

1-1 家庭や地域で身体を動かす機会の充実

(1) 子育て家庭への身体活動の意義の啓発

1. 乳幼児健康診査等の保健事業を通じ、幼児期の身体活動の意義の啓発を図ります。〔健康づくり課〕
2. 幼児期の遊びを中心とした身体活動の重要性の普及に向けて、情報の周知・提供を行います。〔スポーツ振興課〕

(2) 地域で子ども達が身体を動かす活動の充実

3. 公民館主催の各種教室は、各地区の特徴を生かしつつ、子どもや親子が身体を動かすプログラムの工夫を行いながら開催します。〔生涯学習課〕
4. 児童館・児童センターの活動は、人材の確保や事業の充実を図り、子ども達が身体を動かす機会にもつながるよう運営に努めます。〔子育て支援課〕
5. 青少年の健全育成に向けて、子ども会育成会の主体的な活動を支援します。〔市民活動課〕
6. スポーツ協会及びスポーツ団体、公共施設の指定管理者が行う幼児・親子・子ども対象の運動教室やスポーツ教室（体験）等への支援を継続します。〔スポーツ振興課〕
7. スポーツ少年団の活性化に向けて、スポーツ少年団総合開会式やスポーツ少年団親子交流大会等による競技種目を超えた交流機会の充実とともに、全国大会等への壮行金交付や県大会出場への費用助成を継続します。〔スポーツ振興課〕
8. 教育機関（大学等）や民間企業等が開催する地域住民向けのスポーツイベントや親子が参加する催しを対象に、開催への協力や指導者派遣等の支援を実施します。〔スポーツ振興課、生涯学習課〕



1-2 幼児期と学齢期を通じた運動機能の形成

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園における身体活動の促進

9. 子ども達が意欲的に身体を動かす教育・指導に向けて、「幼児期運動指針(*1)」の普及、年齢や発達に応じた教育・指導の工夫、教育・指導の継続性の確保等について、幼稚園、保育所、認定こども園の教職員と、市内の小学校の教職員との情報共有や合同研修等を継続します。【学校教育課、こども保育課】
10. 幼児期の身体活動の重要性の普及に向けて、幼稚園、保育園、認定こども園の季節行事やお知らせ等を通じて、保護者への啓発に取り組みます。【学校教育課、こども保育課】

(2) 小学校・中学校・中等教育学校におけるスポーツ機会の充実

11. 市内の全小学校・中学校・中等教育学校において、前年度の成果と課題を踏まえ、体力向上に関する指標及び目標数値を示した体力向上プランを作成し、年間を通じて実践します。【学校教育課】
12. 運動の好きな児童生徒の育成につながるよう、小学校体育研究会や中学校保健体育研究会等の指導資料を活用し、教員の指導力向上と体育授業の内容の充実を図ります。【学校教育課】
13. 学校体育に携わる指導者を対象にした研修への参加を促し、児童生徒の技能向上と、人格形成に必要な規範意識や倫理観の育成に関する指導力の向上を図ります。【学校教育課】
14. プロスポーツ団体、大学、民間企業の監督やコーチ等と連携し、学校の教育活動に指導者や選手（競技者）を派遣する事業を実施します。【学校教育課】
15. 学齢期の身体活動が生涯にわたる健康増進にとって重要であることを保護者や市民に広く周知するため、市内の全小学校・中学校・中等教育学校の学校便りやホームページ等を通じて、児童生徒の体力状況の公表に努めるとともに、成果の上がる取り組みを全校で共有します。【学校教育課】
16. 放課後子ども教室において低学年を中心に身体を動かす機会を増やすため、放課後子ども教室実施校の運営委員会で検討し、安全面や指導体制などの工夫を図りながら、実施に努めます。【生涯学習課】
17. 伊勢崎市部活動ガイドラインに基づいた各中学校・中等教育学校の部活動方針に則り、生徒の自主的・自発的な活動、効率的な練習方法の工夫、安全で健全な運営等、部活動の充実を図ります。【学校教育課】

*1 幼児期運動指針は、運動習慣の基盤づくりを通して幼児期に必要な多様な動きの獲得や体力・運動能力の基礎を培うとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性等に育むことを目指して、平成24年文部科学省が策定。

18. 各中学校・中等教育学校の部活動に、年間を通じて外部指導者及び部活動指導員を配置し、部活動指導体制の充実や担当教員の支援を通じて、部活動の質的向上を図ります。〔学校教育課〕



～現役世代の「する」スポーツの習慣化、地域等との連携～

【施策の背景】

現代社会は、車社会の進展、公共交通網の発達、科学技術の発展等を背景に生活の利便性が高い反面、生活や仕事の中で歩くこと、身体を動かすこと、人と会う機会の少ない生活スタイルが増えています。

現代社会の利便性の高い生活は、かえって運動不足を招き、生活習慣病の発症やストレスの蓄積等につながり、その結果、心身の健康に影響を及ぼします。

そのため、若い世代・壮年期の中心である20～50歳代のスポーツ実施率を高めることが健康寿命の延伸に大きく寄与するものであり、高齢化の進む本市の重要テーマにもなっています。



【若い世代・壮年期に関する施策の方向性】

- 2-1 若い世代・壮年期の「多忙感」を乗り越え、スポーツに関心のない人も含めて、生活の中で「気軽に」、「他の事のついでに」、「他の事をしながら」できるスポーツを取り入れる環境づくりを進め、運動や身体活動を「する」スポーツの生活習慣化を支援します。
- 2-2 行政からの働きかけが届きにくい世代であることを考慮し、地域活動や民間企業等を通じて、日常生活の中でスポーツの機会をつくる新たな仕組みを関係団体と連携して構築します。



2-1 「する」スポーツの生活習慣化への支援

19. 若い世代・壮年期からの健康増進と参加者相互の交流促進に向けて、公民館毎に地域ニーズに沿ったスポーツ（体験）教室の充実を図ります。【生涯学習課】
20. 心と身体の健康づくり、様々なストレスの解消、生活習慣病の予防に向けて、運動・食事・休養等のテーマを併せ持ったスポーツ講座やイベントの充実、他分野の活動（文化活動、経済活動、地域活動等）とスポーツの要素（体操、ウォーキング等）を組み合わせたプログラムの実施を関係部署と連携して推進します。【スポーツ振興課、健康づくり課】
21. 筋力アップ等の生涯スポーツ講座の卒業生が自主的にトレーニングを継続できるよう、また、自主的なスポーツ活動を行うグループの活性化につながるよう、支援の充実を図ります。【健康づくり課、生涯学習課】
22. スポーツイベント・行事により多くの市民が参加するよう、対象者、競技種目、運営方法等の工夫を行い、開催します。【スポーツ振興課】
23. スポーツの活動実績に応じて“特典”を得られる仕組みの全国事例（例 健康ポイント制度）を研究し、本市独自の制度設計と導入に向けて関係部署及び関係団体と協議します。【健康づくり課】
24. 軽スポーツの国内外の事例、スポーツ分野への最新技術（AI（人工知能）、VR（仮想現実）等）の応用等の動向にも注視しつつ、スポーツ協会やスポーツ推進委員等と連携し、軽スポーツの一層の普及に取り組みます。【スポーツ振興課】

2-2 地域活動・民間等への働きかけの推進

25. スポーツ協会及びスポーツ団体、自治組織等が行うスポーツに関する活動の情報提供の充実を図ります。【スポーツ振興課】
26. スポーツ協会及びスポーツ団体への参加者や協力者（ボランティア等）の増加に向けて、スポーツ協会と協力して取り組みます。【スポーツ振興課】
27. 若い世代・壮年期のスポーツ機会を確保するため、職場におけるスポーツを励行する企業や組織を支援する仕組みを検討します。【スポーツ振興課】

施策3 高齢期のスポーツの推進

～心身の健康維持に向け、身体を動かす習慣の普及～

【施策の背景】

将来人口推計によると、本市では高齢化がますます進み、その中でも介護保険の要支援・要介護認定率が急速に高まる75歳以上（後期高齢者）が増加する見通しです。それに伴い、高齢者の一人暮らしの増加、介護者自身も高齢である老老介護の増加、介護期間の長期化といった状況も予想されます。

将来の超高齢社会を見据え、65～74歳（前期高齢者）を中心に筋力の低下防止と孤立防止が重要であり、その成果が75歳以上の介護予防、ひいては健康寿命の延伸につながります。



【高齢期に関する施策の方向性】

- 3-1 高齢期を迎えた市民一人ひとりが心身の健康を維持し、生きがいのある人生を続けることのできるよう、市民主体の地域活動と連携しながら、高齢期に適切な運動量を確保する軽スポーツの一層の普及を図ります。
- 3-2 本市の健康課題である閉じこもりがちな高齢者や、自分自身は元気でも在宅介護等で外出のできない高齢者等を対象に、家の中で行う身体活動プログラムの普及や情報提供の充実、身近な場所で行う講座やセミナーの内容充実と回数増加に取り組み、高齢期に身体を動かす習慣の普及を図ります。



3-1 高齢期に適した軽スポーツの普及

28. 高齢期のスポーツの普及に向けて、トライアルスポーツ祭inいせさき、市民レクリエーションスポーツ祭の内容の充実を図り、参加者の増加に努めながら、開催（継続）します。【スポーツ振興課】
29. 高齢者の健康増進と参加者相互の交流促進に向けて、より多くの高齢者が参加する工夫を行いながら、公民館毎に身体を動かす機会となる多様な講座やセミナーの充実を図ります。【生涯学習課】
30. 筋力アップ等の生涯スポーツ講座の卒業生が自主的にトレーニングを継続できるよう、また、自主的なスポーツ活動を行うグループの活性化につながるよう、支援の充実を図ります。【健康づくり課、生涯学習課】（2-1 施策21再掲）
31. 各地区の社会体育推進委員やスポーツ推進委員と協力し、地域活動で行う環境美化活動や年中行事等の機会に軽く運動する時間やプログラムを取り入れることの普及を図ります。【スポーツ振興課】
32. 県及び関係団体と連携し、全国健康福祉祭（ねんりんピック）、ぐんまねんりんピックを支援します。【高齢政策課】
33. 高齢期のスポーツの促進のため、65歳以上（個人利用）を対象に市が管理するスポーツ施設の無料開放を継続します。【スポーツ振興課】
34. より多くの高齢者がスポーツに親しむために、他分野の活動（文化活動、経済活動、ボランティア活動等）とスポーツの要素（体操、ウォーキング等）を組み合わせたプログラムの実施を、関係部署と連携して推進します。【スポーツ振興課】



3-2 高齢期に身体を動かす習慣の普及

35. 高齢者のいる世帯に高齢期の運動の意義やロコモティブシンドローム（*2）に関する知識の普及を図ります。〔地域包括支援センター〕
36. 高齢期の運動不足解消や介護予防に向けて、地域保健活動や医療機関、各種事業等を通じて、家の中で行う筋力トレーニングやストレッチの方法、年齢や障害等に関わらずにできる椅子を使った運動等の普及を図ります。〔健康づくり課、地域包括支援センター〕
37. 高齢化社会を踏まえ、筋力の維持、関節痛の予防・軽減等を含むフレイル（*3）予防の啓発を様々な場所で実施していきます。〔地域包括支援センター〕
38. 運動不足が懸念される高齢者や家族介護者等の運動機会を確保するため、民間のスポーツクラブやスポーツ教室の利用につながる新たな取り組みについて、民間事業者や関係機関と検討します。＜長期的な検討テーマとして位置づけ＞〔スポーツ振興課〕



*2 ロコモティブシンドロームは、骨や関節、筋肉等の働きが衰えることにより、要介護の状態や要介護のリスクが高い状態。

*3 フレイルとは、体がストレスに弱くなっている状態のこと。高齢者のフレイルは生活の質を落とすだけでなく、様々な合併症も引き起こす危険があるが、早く介入をすることによって、元に戻る可能性もある。

～障害者の活動意欲を引き出す社会環境の形成～

【施策の背景】

障害者がスポーツに親しむことは体力や機能の維持・回復とともに、社会参加の機会になり、また、達成感や充実感によって生きがいのある暮らしにつながります。

スポーツを通じて人生を豊かにすることがスポーツの力であることから、「1市民1スポーツ」に向けて、病気や障害の有無に関わらず、すべての人がスポーツの力を享受できる環境づくりに取り組むことが、「スポーツ都市」の使命といえます。



【障害者スポーツに関する施策の方向性】

- 4-1 スポーツを通じて障害者の社会参加への意欲を高めるため、障害の種類や程度に応じてスポーツを楽しむスポーツイベントやスポーツ教室の充実とともに、各種事業や地域活動に際して病気や障害に配慮する取り組みを進めます。
- 4-2 障害者が利用しやすいスポーツ施設の計画的な改修と設備の充実、障害者スポーツに関する推進体制の構築を進め、障害者スポーツの環境づくりに取り組みます。



4-1 障害者と一緒にスポーツを楽しむ機会の充実

39. 合理的配慮（次ページ参照）に努めながら、スポーツに関する事業（学校教育、公民館活動、福祉事業等）及び事業者や地域活動等において、病気や障害に配慮した移動や活動への支援等を実施します。〔障害福祉課〕
40. 障害者のスポーツ機会の拡大に向けて、障害者を対象とするスポーツ・レクリエーション教室（地域生活支援事業）、トライアルスポーツ祭inいせさきを、内容充実と参加者の増加に努め、開催（継続）します。〔障害福祉課、スポーツ振興課〕
41. 障害者のスポーツへの意欲を高めるため、県及び関係団体と連携し、パラリンピック等の国際大会、各種障害者スポーツ大会への参加を支援します。〔障害福祉課〕

4-2 障害者スポーツの環境づくりの推進

42. 障害者スポーツの環境づくりに向けて、障害者スポーツの活動やイベント情報、運営側が行う合理的配慮の事例等、情報発信・啓発に取り組みます。〔障害福祉課〕
43. 第28回全国障害者スポーツ大会の開催を見据え、スポーツ施設及び設備のバリアフリー化を推進します。〔スポーツ振興課〕
44. 障害者スポーツの推進体制の構築に向けて、県、スポーツ協会、障害者団体、福祉事業所等との幅広い情報交換を行い、障害者スポーツの中心的な役割を担う組織のあり方を検討します。〈長期的な検討テーマとして位置づけ〉〔障害福祉課、スポーツ振興課〕

参考 合理的配慮

合理的配慮は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の規定。

社会の中にあるバリアを取り除くため、障害のある人から行政機関や事業者等に対して何らかの対応を求められた時に、負担が重過ぎない範囲で対応することを「合理的配慮」といい、それをしないことが差別にあたる。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が制定され、平成28年4月1日から施行された。「合理的配慮」の提供義務に関して、国や地方の行政機関は法的義務（同法第7条）、民間事業者は努力義務（同法第8条）となっている。



障害者差別解消法の条文（抜粋）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

～トップアスリートの育成、競技力全体の向上～

【施策の背景】

競技スポーツは勝ち負けを決めるものであり、それまでの努力が報われる時、競技者自身とそれを応援する人々が喜びを分かち合います。また、真剣勝負であるからこそ、勝ち負けに関わらず、周りの人に感動を与えることができます。

競技スポーツの施策は、競技力のレベルアップを支援することを通じて、市民のスポーツへの関心が高まることを目指しています。そして、競技者が真剣に取り組む姿を通じてスポーツの感動を共有し、市民の誇りや一体感の醸成につながることも期待されます。



【競技スポーツに関する施策の方向性】

- 5-1 トップアスリートの育成を目指し、競技大会の開催や代表選手の派遣への支援、指導体制の強化を推進します。
- 5-2 競技力全体の向上のために、県や関係団体との一層の連携強化、サポート体制の充実、競技団体の育成を推進します。



5-1 | トップアスリートの育成

45. 各種競技の普及と競技力の向上を目指し、スポーツ協会加盟団体による各種競技大会の開催を支援します。〔スポーツ振興課〕
46. 県代表や日本代表で出場する際の壮行金交付、市代表で出場する際の派遣費補助金交付を継続するとともに、必要に応じて助成費用の見直しを行います。〔スポーツ振興課〕
47. 世界や全国で活躍できる選手（障害者を含む）の育成を目指して、県やスポーツ協会と連携し、各競技団体が実施する強化事業の支援、素質の高い選手の早期発掘と組織的・計画的に指導する体制強化を図ります。〔スポーツ振興課〕

5-2 | 競技力向上のための体制の充実

48. 県内のプロスポーツ団体の協力を得て、プロチームや元プロ選手による競技の普及や指導機会の充実を図ります。〔スポーツ振興課〕
49. 県が実施する運動能力調査、体力測定、動作分析等に基づく年齢区分や競技特性に合わせた効果的なトレーニング法、健康管理、傷害予防、救急処置等の情報を県と共有し、競技団体や選手に提供します。〔スポーツ振興課〕
50. 県や関係団体と連携し、スポーツ医科学（*4）によるサポート体制の構築、公認スポーツ栄養士（*5）の養成に取り組みます。〔スポーツ振興課〕
51. 県や関係団体と連携し、障害者スポーツを支援する体制の整備を図ります。また、障害の特性に応じて適切な指導を行う指導者の養成と資質向上を図ります。〔障害福祉課〕

*4 スポーツ医科学は、競技スポーツ選手の身体能力の強化、故障の予防、治療等を取扱う、総合的な専門医学分野。スポーツドクター、アスレティックトレーナー等のメディカル・コンディショニング有資格者等が含まれる。

*5 公認スポーツ栄養士は、NPO法人日本スポーツ栄養学会が、（公社）日本栄養士会及び（公財）日本スポーツ協会と連携して養成しているスポーツ栄養の専門家（指導者）。

～みる(感じる)・支えるスポーツの普及、地域活性化への展開～

【施策の背景】

スポーツは、時には一人で、時には仲間と、時には初めて会う人達と一緒に喜び、感動を共有することができます。スポーツの楽しみ方が多いほど、市民の喜びや感動する機会が増えていきます。

核家族化や高齢化が進む中、年齢や性別、病気や障害の有無、時間や場所に関係なく、「誰でも、いつでも、どこでも」スポーツへの関わり方を広げることで、「1市民1スポーツ」を達成することができます。

国の第2期スポーツ基本計画では、競技や運動を「する」スポーツに加えて、「みる」ことや「支える」ことをスポーツの楽しみ方として捉え直しました。本市でも自分らしいスポーツの楽しみ方や関わり方を普及し、「スポーツ都市」としての魅力を高めることにより、スポーツを核に様々な分野との連携が広がります。



【スポーツの多様な広がりへの推進に関する施策の方向性】

- 6-1 国の方向性を踏まえ、本市では「みる」+「感じる」とし、五感でスポーツを楽しむことを目指して積極的な情報発信と意識啓発を進め、みる(感じる)スポーツの普及を図ります。
- 6-2 ボランティアとして参加しやすいスポーツイベント・行事の運営上の工夫、様々な団体・組織との連携強化を進め、支えるスポーツの普及に取り組みます。
- 6-3 スポーツの力をまちづくりに波及させるため、文化、交流、産業振興等の分野との連携事業の推進、大学や民間企業等との連携に取り組みます。



6-1 | みる（感じる）スポーツの普及

- 52. 年齢や体力を問わない、自分らしい楽しみ方、ストレス解消や生きる活力につながる「みる（感じる）スポーツ」について、スポーツへの関わり方のひとつとして普及するよう、啓発を図ります。【スポーツ振興課】
- 53. 子ども達をはじめ、多くの市民がトップ選手とふれあう「市民サンクスデー」等、高い技術やスポーツマンシップを体感する機会の拡大を図ります。【スポーツ振興課】
- 54. 市民が観戦や参加のできるスポーツイベント・行事の情報を得られるよう、発信方法について検討します。【スポーツ振興課】
- 55. スポーツをみる（感じる）喜びを市民で共有するため、出身選手等の競技を中心に世界的なスポーツイベントでのパブリックビューイング（大規模大会等の公開観戦）を実施します。【スポーツ振興課】

6-2 | 支えるスポーツの普及

- 56. スポーツを通じて自己実現や地域社会との関わりにつながるスポーツボランティアの育成に向けて、スポーツボランティアの募集、スポーツボランティア講座の開催、スポーツボランティアに参加しやすい環境づくりを推進します。【スポーツ振興課】
- 57. スポーツ協会、大学、民間企業、地域活動等の協力を仰ぎ、幅広い世代がボランティアで参加できるよう、大会運営方法の工夫、情報発信に取り組みます。【スポーツ振興課】
- 58. 市民がスポーツを支える環境づくりに向けて、プロスポーツ団体や民間企業と連携して、観戦する機会やサポーターとして参加する機会の充実を図ります。【スポーツ振興課】

6-3 | スポーツの力の地域活性化への展開

- 59. スポーツを通じた地域共生社会の実現に向けて、市内で暮らす外国人の地域でのスポーツ活動への参加を促進し、市民同士が国籍に関係なく交流する機会の充実を図ります。また、姉妹都市とのスポーツ交流を継続します。【スポーツ振興課】
- 60. 市民や障害者へのスポーツの一層の普及、競技スポーツのレベルアップ、スポーツの多様な楽しみ方の機会拡大の一環として、国内の大規模大会の誘致、障害者の競技スポーツ大会の誘致等を検討します。【スポーツ振興課】
- 61. 自然環境や伝統文化、大学や民間企業等の地域資源を生かしたスポーツイベント・行事の開催、経済振興とスポーツの連動等、スポーツの力を地域活性化につなげることを研究します。【スポーツ振興課】

～指導体制とスポーツ団体の充実、施設の計画的な改修～

【施策の背景】

身近な場所でスポーツを楽しむ市民を増やすためには、スポーツの普及に携わる指導者の人数と資質向上が特に重要になります。また、市民スポーツの一翼を担い、市民スポーツを盛り上げていくためには、総合型地域スポーツクラブ（*6）を含むスポーツ団体の活性化が不可欠です。

また、団体が活動する上で、近年の各種スポーツ団体の運営や指導に関して社会問題となった事例を教訓として、本市においても団体運営の統治（ガバナンス）、指導力の向上が求められます。

さらには、気候変動に伴う猛暑への対応、防災機能や交流機能の強化、財政運営等を踏まえつつ、スポーツ施設の改修やバリアフリー化等の環境整備を進めることが求められています。



【スポーツの推進体制と環境に関する施策の方向性】

- 7-1 スポーツ情報の積極的な発信に向けて、提供方法の多様化、内容の充実とともに、多言語化や音声化等の情報のバリアフリー化に取り組みます。
- 7-2 スポーツ推進体制の充実に向けて、様々なレベルや心身の状態に応じて適切な指導を行う指導者の確保に取り組むとともに、スポーツ団体の活性化と適切な運営を支援します。
- 7-3 2028年の第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会の開催を見据え、スポーツを安全に快適に楽しむことのできるよう、スポーツ施設等の計画的な改修、バリアフリー化等による利便性と機能性の向上を図ります。また、長期的な人口構造や利用状況の変化の見通しを踏まえ、スポーツ施設の再配置を長期的な課題として検討します。

*6 総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）という特徴を持ち、地域スポーツの担い手や地域コミュニティの核としての役割を期待されている。

7-1 | スポーツ情報の積極的な発信

- 62. 市民のスポーツへの関心を高めるため、広報いせさき、本市及びスポーツ協会のホームページをはじめ、情報の提供方法の多様化に取り組みます。〔スポーツ振興課〕
- 63. 本市ホームページ等にスポーツ情報をより多く、きめ細かく掲載します。また、障害者や高齢者等が不自由なく利用できるよう、配慮した情報発信を行います。〔スポーツ振興課〕

7-2 | スポーツ推進体制の充実

(1) 指導体制の充実

- 64. スポーツ推進委員を対象に実技講習会等の開催、民間機関等の行う研修受講や資格取得の費用助成の検討、より良い指導方法を委員同士で「共有化」する取り組み等を行い、推進委員の資質向上を図ります。〔スポーツ振興課〕
- 65. 地区社会体育推進委員の活動を支援するとともに、スポーツ推進委員の活動との連携強化を図ります。〔スポーツ振興課〕
- 66. 関係部署と連携し、スポーツ指導者バンク、生涯学習分野のまなびい先生の確保を図ります。〔スポーツ振興課、生涯学習課〕
- 67. 各指導者の経験と技能を生かし、年齢や発達に応じた指導、高齢期特有の心身の特性を理解した指導、外国語で行う指導等のできるよう、スポーツ協会、関係機関と連携して各指導者の資質向上を図ります。〔スポーツ振興課〕
- 68. 元プロ選手や競技選手が本市のスポーツ推進委員として活躍できるよう、県内のプロスポーツ団体や大学等と連携して、その方策を検討します。〈長期的な検討テーマとして位置づけ〉〔スポーツ振興課〕



(2) スポーツ団体の活動の充実

69. 本市のスポーツ推進の中核を担うスポーツ協会との一層の連携強化を図ります。〔スポーツ振興課〕
70. スポーツ少年団への運営費補助を継続します。〔スポーツ振興課〕
71. 総合型地域スポーツクラブを含むスポーツ団体の活動支援として、スポーツ団体の会員募集、ボランティア募集、活動紹介等について、市民への情報提供の充実を図ります。〔スポーツ振興課〕
72. スポーツ団体の指導者を対象に、研修内容の更新と参加しやすい工夫を行い、各種講習会や研修会等を実施します。〔スポーツ振興課〕
73. スポーツ団体の適切な運営に向けて、スポーツ協会を通じて指導や統治（ガバナンス）に関する実態調査を継続的に行います。また、スポーツ団体の運営や適切な指導に関するガイドラインを研究します。〔スポーツ振興課〕

7-3 | スポーツを楽しむための施設・設備の整備

74. 競技や観戦をする際の安全性の確保、利便性と機能性の向上、イベント・行事への一層の活用を図るため、市が管理するスポーツ施設の定期的な点検、改修・改築、設備・備品の整備・更新を計画的に実施します。〔スポーツ振興課〕
75. 身近な場所で、一人で、親子で、友人同士で気軽にスポーツを楽しむ環境づくりに向けて、県等が管理する公園、サイクリングロード等の適切な整備を要請していきます。〔スポーツ振興課〕
76. 小さな子ども連れの親子、高齢者、障害者等を含め、誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー化（スロープ設置、多目的トイレへの改修、多言語化等）、授乳室やAED（自動体外式除細動器）の設置等を計画的に実施します。〔スポーツ振興課〕
77. 利用状況の平準化や公平性の観点を踏まえ、スポーツ施設の利用方法の見直し、経済情勢を踏まえた利用者負担の見直し等を行います。〔スポーツ振興課〕
78. スポーツを身近で楽しむことのできる環境づくりに向けて、長期的な視点からスポーツ施設の再配置を検討します。＜長期的な検討テーマとして位置づけ＞〔スポーツ振興課〕

》 参考資料（第1章関係）

1 スポーツ基本法の概要

平成23年8月施行の「スポーツ基本法」は、スポーツを通じ、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的としています。

前 文

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵（かん）養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

8つの理念

- 1 生涯にわたりあらゆる機会と場所において、自主的・自律的に適性や健康状態に応じてスポーツを行うことができるようにする。
- 2 学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図る。
- 3 地域において、スポーツを身近に親しむことができるようにするとともに、スポーツを通じて、地域の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるよう推進する。
- 4 スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、安全の確保を図る。
- 5 障害者が自主的かつ積極的にスポーツが行えるよう配慮する。
- 6 スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進する。
- 7 国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進する。
- 8 スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進する。

2 関連計画等の概要

(1) 国

「スポーツ基本法」の規定に基づき、国は平成24年3月の「スポーツ基本計画」に続き、平成29年3月に「第2期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツの振興に取り組んでいます。また、平成30年8月には、スポーツ審議会から「スポーツ実施率向上のための行動計画について～スポーツ・イン・ライフを目指して～」と「スポーツ国際戦略について」という答申が取りまとめられました。

◆ 第2期スポーツ基本計画の概要

基本方針	計画期間
<p>「スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life」</p> <p>1 スポーツで「人生」が変わる！ 2 スポーツで「社会」を変えよう！ 3 スポーツで「世界」とつながる！ 4 スポーツで「未来」を創る！</p>	平成29年度～令和3年度 (5年間)
今後5年間の施策（政策目標は抜粋）	
1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実	
<p>【政策目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●成人のスポーツ実施率を週1回以上が65%程度、週3回以上が30%程度 ●スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生を増加（58.7%→80%） ●スポーツが嫌い・やや嫌いである中学生を半減（16.4%→8%） ●子供の体力を昭和60年頃の水準 <p>(1) スポーツ参画人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ①若年期から高齢期までライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ②学校体育をはじめ子供のスポーツ機会の充実による運動習慣の確保と体力の向上 ③ビジネスパーソン、女性、障害者のスポーツ実施率の向上と、これまでスポーツに関わってこなかった人への働きかけ <p>(2) スポーツ環境の基盤となる「人材」と「場」の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツに関わる多様な人材の育成と活躍の場の確保 ②総合型地域スポーツクラブの質的充実 ③スポーツ施設やオープンスペース等のスポーツに親しむ場の確保 ④大学スポーツの振興 	
2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現	
<p>【政策目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害者の週1回のスポーツ実施率：成人19.2%→40%、7～19歳 31.5%→50% ●総合型クラブへの障害者の参加促進（40%→50%） <p>(1) スポーツを通じた共生社会等の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ①障害者スポーツの振興等 ②スポーツを通じた健康増進 ③スポーツを通じた女性の活躍促進 <p>(2) スポーツを通じた経済・地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツの成長産業化 ②スポーツを通じた地域活性化 <p>(3) スポーツを通じた国際社会の調和ある発展</p>	

3 国際競技力の向上に向けた強力で持続可能な人材育成や環境整備

- ①中長期の強化戦略に基づく競技力強化を支援するシステムの確立
- ②次世代アスリートを発掘・育成する戦略的な体制等の構築
- ③スポーツ医・科学、技術開発、情報等による多面的で高度な支援の充実
- ④トップアスリート等のニーズに対応できる拠点の充実

4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツの価値の向上

- ①コンプライアンスの徹底、スポーツ団体のガバナンスの強化及びスポーツ仲裁等の推進
- ②ドーピング防止活動の推進

◆「スポーツ実施率向上のための行動計画について」(平成30年8月スポーツ審議会答申)

- ・スポーツをする際に重要となる指導者や仲間、場所のマッチングの充実のため、検索可能なポータルサイトの開発
- ・スポーツを通じた健康増進のため、厚生労働省との連絡会議の実施
- ・「女性のスポーツ促進キャンペーン（仮称）」の実施



(2) 群馬県

昭和53年に「スポーツ県群馬」宣言を行い、翌年度から平成27年度までの間に6次にわたるスポーツプランを策定し、スポーツ振興に取り組んできました。

平成25年4月には群馬県スポーツ振興条例を施行し、「優れたスポーツ選手を育てるとともに、県民が生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しみ、スポーツを楽しむことができるよう、スポーツ環境の整備に努め、スポーツによる明るく豊かな県民生活の実現」を目指しています。

平成28年度からは、スポーツ基本法の制定、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定等、スポーツを取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、群馬県スポーツ振興条例の趣旨に基づき、新しい「群馬県スポーツ推進計画」を進めています。

◆群馬県スポーツ推進計画の概要

基本理念		計画期間
県民が生涯にわたってスポーツを楽しむことができる環境を整備し、明るく豊かな活力ある「スポーツ県群馬」を実現する		平成28年度～令和2年度 (5年間)
基本施策		
1 スポーツに親しむ機会の確保	(1) トップレベルのスポーツに触れる機会の提供 (2) スポーツによる地域づくり (3) スポーツ情報の発信 (4) 気軽にスポーツを楽しむ場の提供	
2 競技力の向上	(1) ジュニア世代の発掘・育成と強化 (2) 成年選手の育成・強化 (3) スポーツ指導者の養成・確保 (4) 競技力向上のための連携 (5) 競技力向上のための環境整備 (6) 成績優秀者への顕彰	
3 子どものスポーツ機会の充実	(1) 学校の体育に関する活動の充実 (2) 運動部活動の充実 (3) 幼児期からの体力向上方策の推進 (4) 子どもを取り巻く地域のスポーツ環境の充実	
4 スポーツ環境の整備	(1) 施設の維持管理・活用促進 (2) 大規模大会開催に向けての施設の整備 (3) だれもが利用しやすい施設の整備	
5 障害者スポーツの支援	(1) 各種障害者スポーツ大会の開催、パラリンピック等の国際大会への参加支援 (2) 障害者スポーツの情報発信・啓発 (3) 障害者スポーツ指導員の養成、競技力向上支援 (4) 県立ふれあいスポーツプラザ、県立ゆうあいピック記念温水プールの運営 (5) 競技団体の育成 (6) 群馬県障害者スポーツ協会の体制強化 (7) 障害者スポーツを取り巻く関係者との連携	
6 生涯スポーツの推進	(1) 幅広い世代のスポーツ参加の促進 (2) 高齢世代のスポーツ参加の促進 (3) 障害者のスポーツ参加の推進 (4) スポーツを通じた健康づくり (5) 地域のスポーツを支える人材の育成 (6) 総合型地域スポーツクラブの育成と支援	

(3) 伊勢崎市

平成18年に「スポーツ都市宣言」を行い、市民生活や地域づくりにスポーツの力を生かす、独自のスポーツ施策を進めています。

この趣旨に基づき、本市の総合計画及び個別計画において、スポーツの力を各分野で生かす施策や市民スポーツを支える環境づくり施策を記載しています。

(注) 令和元年度時点の計画名称と内容を掲載

【健康いせさき21（第2次）】 主管部署：健康推進部 健康づくり課

◎親子と若年期（20歳以上40歳未満） ～積極的にからだを動かそう！

- ・遊びを通してからだづくりの普及啓発
- ・運動をする習慣の普及啓発

からだを積極的に動かすことは、こころもからだも成長を促します。親子で一緒に、からだを動かす習慣を身につけることが重要です。また、身につけた運動習慣を継続していきましょう。

◎壮年期（40歳以上65歳未満） ～からだを動かそう！

- ・運動に関する正しい知識の普及啓発
- ・運動に取り組みやすい環境づくり

積極的にからだを動かす習慣をつけることは、生活習慣病予防や心身のリフレッシュにも効果的です。

◎高齢期（65歳以上） ～からだを動かそう！

- ・運動に関する正しい知識の普及啓発
- ・運動に取り組みやすい環境づくり

からだを動かすことは、筋力の低下を防ぎ日常生活動作の機能維持につながります。

【伊勢崎市教育振興基本計画】 主管部署：教育委員会教育部 総務課

◎生涯スポーツを推進し、市民の誰もが生涯にわたり、年齢、体力、目的に応じて、レクリエーションスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。

◎競技スポーツを推進し、競技の普及、競技者人口の増加や競技力の向上を支える環境づくりに努めます。

◎スポーツ施設の整備を推進し、施設の有効活用に努めるとともに、あらゆる世代で気軽にスポーツ活動に参加でき、プロスポーツに親しめる環境を提供します。

【伊勢崎市子ども・子育て支援事業計画】 主管部署：福祉子ども部 子育て支援課

◎教育・保育の充実

- ・乳児期の保育及び幼児期の教育・保育が、子どもの健やかな成長と心身の発達において重要なものであることを踏まえ、子どもと保護者に対し、安定した教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）の提供や、地域における子育て支援等を円滑に行っていくことができるよう、適切な支援や情報提供を行います。

◎居場所づくりの推進

- ・児童館を主要な子どもの居場所として位置付け、子どもの年齢にあった遊びができるよう調整を図ります。また、地域の団体や機関と連携して、子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる居場所づくりを推進します。

◎放課後児童対策の拡充

- ・放課後子ども教室：小学校の余裕教室等を活用して、子ども達とともに行うスポーツ・文化活動等を行います。

【第7期伊勢崎市高齢者保健福祉計画】 主管部署：長寿社会部 高齢政策課

◎若い世代からの健康づくりの推進

- ・ウォーキングマップの配布など、啓発活動に努めます。
- ・はつらつウォーキング教室、筋力アップ教室などの教室や、はつらつウォークなどのイベント等を開催し、運動する機会の提供に努めます。
- ・健康情報ステーションを市内の店舗や公共施設等に設置し、各種健康情報の提供に努めます。

【第2次伊勢崎市障害者計画】 主管部署：福祉子ども部 障害福祉課

◎生涯学習・スポーツ・レクリエーションの充実

方針：障害者のスポーツ、レクリエーション活動を支援します。

- ・スポーツ・レクリエーション教室開催等事業：各種スポーツ・レクリエーション教室や楽器教室等を開催する。
- ・市民レクリエーションスポーツ祭：子ども、障害者、高齢者等が参加できる多種のレクリエーションスポーツを実施する。
- ・スポーツ施設等の使用料減免：あずまウォーターランド（プール・トレーニング室）の利用について、障害者及び付添い人の利用料を全額減免する。

【伊勢崎市公共施設等総合管理計画】 主管部署：総務部 管財課

◎スポーツ施設管理に関する基本的な方針

- ・効果的な改修工事の導入による更新時期延長の検討
- ・体育館は災害時の避難場所としての機能も考慮した計画的な修繕、改修による長寿命化
- ・利用状況や需要の変化を踏まえた必要性和計画性の検討

3 地域特性

(1) 地勢・気候

市域の大部分が平地で強固な地盤の上に立地し、台風や地震等による大規模な自然災害の少ない地域です。日照時間は年間2,100時間を超えて長く、気温も年間平均15℃台と、温暖な気候です。

しかし、近年、地球規模の気候変動等によるものとみられる猛暑や豪雨が全国各地で発生し、夏には気温40℃を越えることも頻繁になりました。内陸に位置する本市の夏の気温も40℃前後になるケースが増えており、特に夏にスポーツを楽しむ際は、熱中症や急な豪雨による河川の増水等にこれまで以上の注意が必要となっています。

◆本市の気象データ

項目	降水量	平均気温	平均風速	日照時間
年間	1,205.2mm	15.3℃	2.5m/s	2,107.3時間
統計期間	1998～2010	1998～2010	1998～2010	1998～2010

出典：国土交通省気象庁

(2) 道路・交通

本市は高速道路網と主要幹線道路が整備されており、県内外への自動車交通の利便性に優れています。

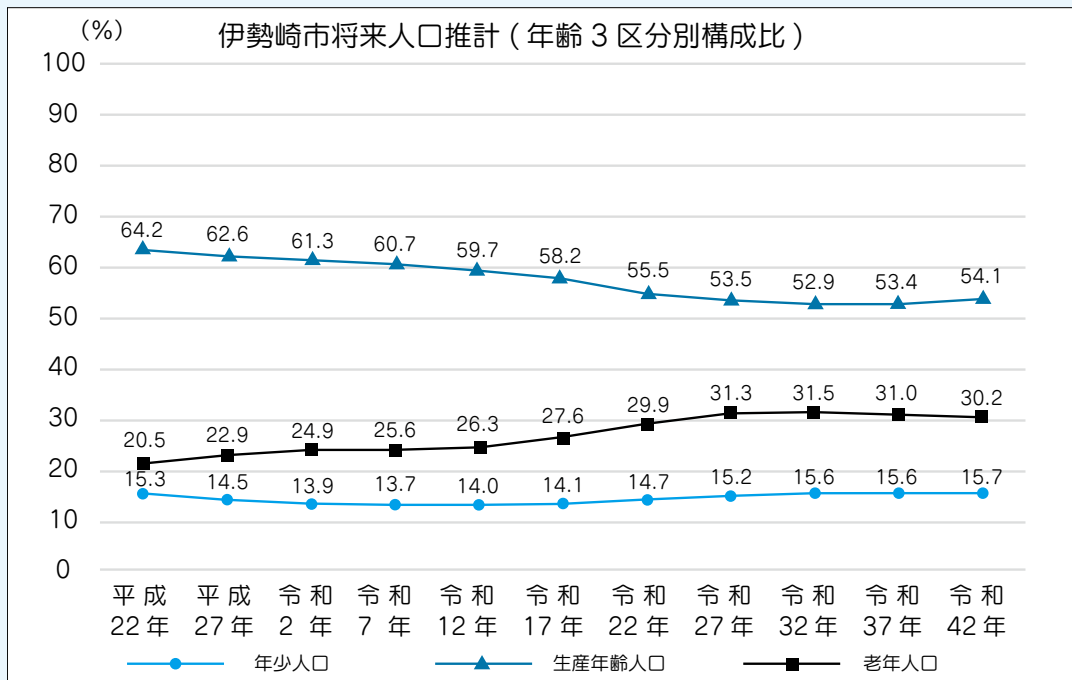
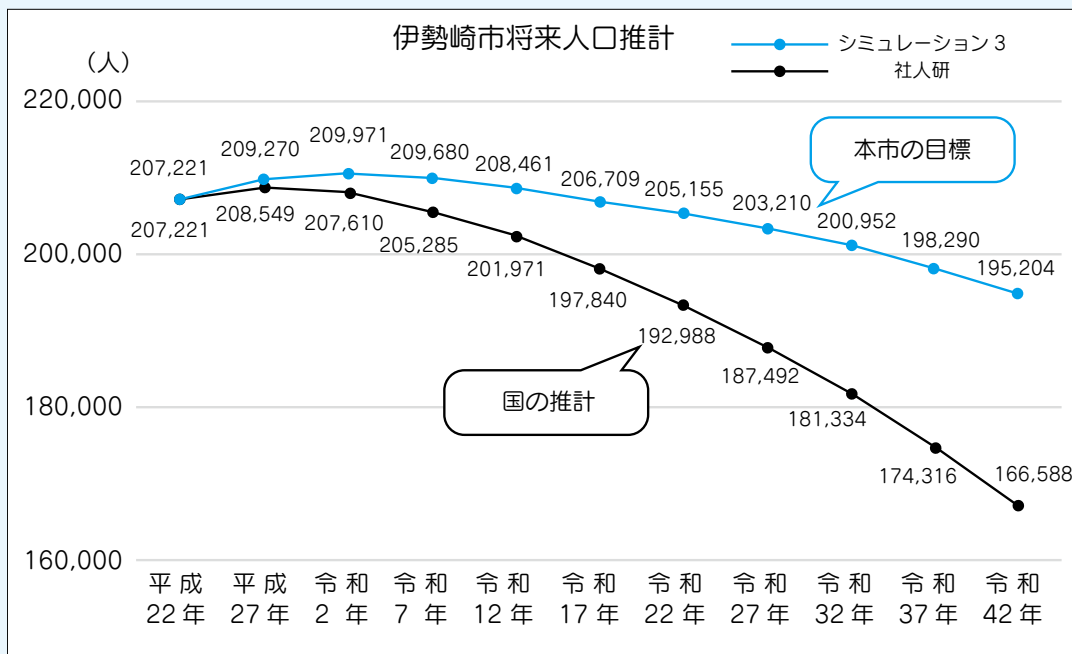
市民生活では自動車での移動が中心となっているため、運動不足になる傾向がどうしても強くなります。そのため、適度な運動の生活習慣化が健康増進に向けてより重要になります。

(3) 人口

昭和45年以降、人口増加が続いており、平成17年に20万人を超え、平成27年は208,814人（国勢調査）に達しました。この間、国よりもスピードは遅いものの、本市でも少子高齢化が緩やかに進んでいます。

今後の推計では人口は減少に転じ、少子高齢化はさらに進むと予測されます。この予測を踏まえ、平成28年3月に「伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来予測される人口減少を抑制するための雇用創出や子育て環境の向上等を計画的に推進しています。

◆ 将来人口推計



出典：伊勢崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 （注）令和2年以降、新元号に差し替え

本市の基本的な地区単位は11地区であり、旧市地区は人口の約6割が暮らし、赤堀地区、東地区、境地区はそれぞれ約1割ずつが暮らしています。毎年の市民総合スポーツ大会も11地区の対抗戦で開催しています。

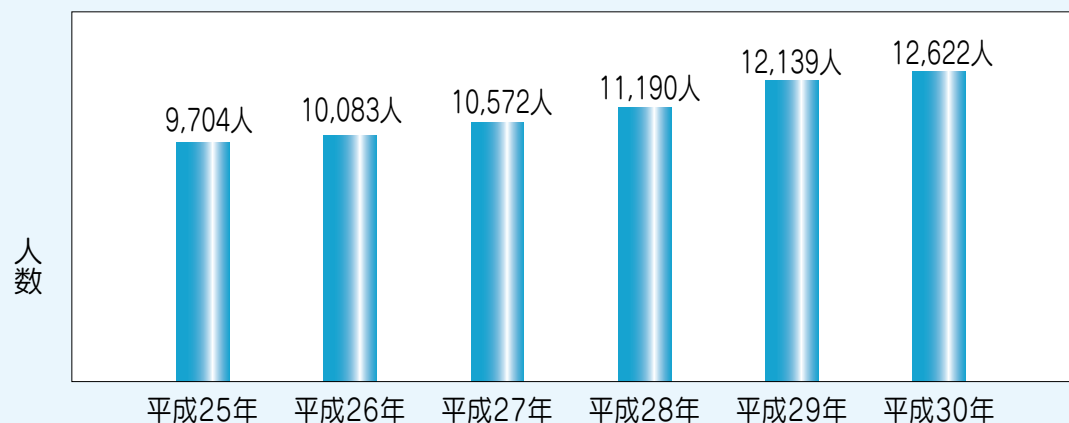
◆地区人口（平成31年4月1日現在）

上段：人数、下段：構成比（%）

旧市地区	内訳								赤堀地区	東地区	境地区
	北地区	南地区	殖蓮地区	茂呂地区	三郷地区	宮郷地区	名和地区	豊受地区			
133,216	9,626	7,237	21,463	17,441	14,659	26,648	17,528	18,314	23,693	26,510	29,794
62.5	4.5	3.4	10.1	8.2	6.9	12.6	8.2	8.6	11.0	12.1	14.0

本市に住民登録する外国人の数は、平成30年12月末現在、12,000人を超えて県内の自治体で最も多く、ブラジル、ペルー、ベトナム、フィリピン等を中心に、様々な国籍の外国人が暮らしています。地域で暮らす外国人とともに、スポーツを通じて交流することが大切になります。

◆外国人住民の推移



出典：市民課（各年12月末日現在）

(4) 本市の健康課題

一般的に健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す健康寿命（*7）は、男女ともに着実に上昇しています。

平成28年時点の男性の平均寿命79.9年との差は2.76年、女性の平均寿命85.9年との差は6.20年であり、その差は比較的小さいといえます。

◆健康寿命の推移（年）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
男性	73.33	77.13	77.14	77.18	77.43
女性	79.52	79.52	79.71	79.85	80.02

健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す「健康いせさき21（第2次）」（平成26年度策定）では、世代毎に様々な健康課題を挙げています。そのため、世代毎にスポーツを生活習慣に取り入れるよう、普及に取り組んでいます。

◆世代毎の健康課題（要約して一部掲載）

(20歳以上40歳未満) 親子と若年期	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援事業や施設の利用が進むにつれて子どもの遊びの場も変わってきています。健やかな成長発達と望ましい生活習慣の確立、安心安全な遊び場の整備や情報の提供等の子育て支援の体制整備が求められます。 ○若年期の3割が「健康でない」と自己認識し、健診の結果においても生活習慣病の兆しのみえる要注意者も増えています。個人の健康、家族の健康という視点からも健康づくりへの意識を高めていく必要があります。 ○仕事や育児に追われ、悩みやストレスを抱える若年期は「疲れがとれない」「眠れない」と回答している人が多いことから、<u>若い世代からのこころの健康づくりが重要です。</u>
(40歳以上65歳未満) 壮年期	<ul style="list-style-type: none"> ○がんは死亡原因の第1位です。国民健康保険の医療費全体の半数を生活習慣病関連が占めています。特定健診結果でもメタボリックシンドロームの危険性のある肥満者の割合は増加しています。健康寿命の延伸に向けては、これらの生活習慣病を予防する正しい生活習慣の知識を持ち、行動につながる支援が必要です。 ○生活の中で時間を作って運動している人の割合は減少しています。環境整備や情報の提供と、運動習慣づくりを支援する体制整備が求められます。 ○壮年期は仕事や複雑な社会生活の中でストレスに囲まれ、こころの健康を崩しやすい世代です。こころの健康づくりへの理解を深める等が必要です。

*7 健康寿命の算定は、厚生労働省科学研究班から示された健康寿命算定プログラムに従って該当年10月のデータを用いて算出。

(65歳以上)
高齢期

- 超高齢社会を迎え、高齢になっても地域の中で暮らしていける環境づくりやこころの健康づくりが必要です。
- 元気な高齢者が生きがいを持って暮らし、家に閉じこもりや要介護になるおそれのある高齢者が介護予防事業の参加等で身体機能の維持を図れるよう、支援体制の強化が必要です。
- 元気な高齢者が生きがいを持って暮らし、自立した生活を送るために高齢者自らが健康の維持・向上に向け、日常的に介護予防に取り組み、身体機能の維持を図ることが必要です。
- ロコモティブシンドローム（骨や関節、筋肉などの働きが衰えることにより、要介護の状態や要介護のリスクが高い状態）では介護が必要となる危険性も高くなります。足腰の筋力や口腔機能の低下を防ぐ介護予防事業の推進は、生活の質を向上させるために重要です。
- 高齢者の悩みやストレスの解消には、家族や友人との対話や交流が大切です。高齢者を家族や地域で共に支えていけるよう、保健、介護、福祉、医療等の連携と地域包括ケアのまちづくりが大切です。



4 スポーツの活動状況

(1) スポーツ振興組織

本市では、多くの団体や市民の協力による体制を構築し、市民スポーツの普及を図っています。その中でも80余年の長い歴史を持つ一般財団法人伊勢崎市スポーツ協会（平成29年に名称変更）（以下、「スポーツ協会」という。）は競技種目毎の団体を統括し、「1市民1スポーツ」の定着、競技力の向上、指導者の養成等を通じて、本市のスポーツ推進の中核組織として活動しています。

◆スポーツ振興組織（平成31年4月1日現在）

組織名	概要
スポーツ推進審議会	市民の意見の反映、専門的な人々から、総合的・長期的なスポーツ施策を市に提言する。委員15人以内。
スポーツ推進委員会	市の委嘱により、市内全域でスポーツの普及啓発及び指導を行う。委員 45人（男性28人、女性17人）。
地区社会体育推進委員連絡協議会	各地区のスポーツ行事の情報交換・調整・スポーツの普及啓発・指導者の養成等を行う。委員 33人。
スポーツ指導者バンク	スポーツ指導者として、地域や団体の要請に応じて指導を行う。登録数 16団体 106人。
まなびい先生	特技や経験を生かし、スポーツを含む、多種多様な分野で生涯学習を支援する。登録者 81人。
一般財団法人 伊勢崎市スポーツ協会	本市のスポーツ振興の中心的な組織として、スポーツ団体を統括する組織。43加盟団体。

出典：スポーツ振興課

◆スポーツ協会加盟団体（平成31年4月1日現在）

野球協会、ソフトテニス連盟、テニス協会、バレーボール協会、バスケットボール協会、卓球協会、陸上競技クラブ、水泳協会、サイクリング協会、スキー協会、柔道協会、剣道協会、弓道協会、子育連、スケート協会、体操協会、ボクシングクラブ、バドミントン協会、サッカー協会、ソフトボール協会、ラグビーフットボール協会、ウォーキング協会、ゲートボール協会、ボウリング協会、ゴルフ協会、太極拳協会、インディアカ協会、グラウンドゴルフ協会、綱引協会、中学校体育連盟、スポーツ少年団、スポーツ推進委員会、地区社会体育推進委員連絡協議会、市民合気会、ハイキング協会、レスリング協会、空手道連盟、トライアスロン協会、スポーツチャンバラ協会、スポーツウエルネス吹矢協会、山岳会、西部スポーツクラブ、トランポリン協会

出典：スポーツ協会

(2) スポーツ施設等

市内に5つの体育館をはじめ、武道館、野球場、運動場・運動公園、プール、サッカースタジアム、ラグビー場等のスポーツ施設があり、平成30年度の年間利用者数は延べ100万人を超えています。

この他にも市内にはスポーツに親しむ場となる施設も数多くあります。また、公園・広場、サイクリングロード、地区で所有する広場等でも多くの市民が身体を動かすことを楽しんでいます。

なお、市で管理するスポーツ施設の整備方針については、令和元年度に策定する「スポーツ振興課所管施設個別施設計画」において検討します。

◆スポーツ施設と利用者数（平成30年度）（人）

施設	人数	施設	人数	施設	人数	施設	人数
市民体育館	178,860	赤堀体育館	25,436	あずま体育館	37,918	境体育館	20,663
第二市民体育館	37,839	赤堀剣道場	3,869	あずま総合運動公園テニスコート	11,916	境武道館	26,175
庭球場	77,601	赤堀中央運動場	16,728	あずまスタジアム	9,832	境いよく沼公園運動場	28,491
野球場	26,708	あかぼり運動公園	28,301	あずまサブスタジアム	5,578	境弓道場	3,730
陸上競技場	3,791	赤堀西部スポーツ公園	13,033	あずま弓道場	10,111	境総合運動場	27,301
ソフトボール場	19,358	赤堀香林運動公園	5,600	あずま総合運動場	16,000	境上武公園運動場	12,595
第二グラウンド	13,650	赤堀グラウンドゴルフ場	1,368	三室西公園	11,799	境広瀬川緑地グラウンドゴルフ場	26,039
補助競技場	25,460	赤堀コミュニティひろば	54,555	あずまゲートボール場	2,838	利根川河川境運動場	1,357
弓道場	12,106	—	—	つつみ公園・西小保方沼公園グラウンドゴルフ場	9,802	境矢ノ原公園運動場	832
相撲場外	2,202	—	—	あずまサッカースタジアム	49,928	ラグビー場	3,885
市民プール	27,394	—	—	あずまウォーターランド	81,835	境プール	18,708
つなとりスポーツ広場	9,294	—	—	—	—	—	—
市全体の合計						1,000,486	

出典：スポーツ振興課

◆スポーツの場となる主な施設（平成31年4月1日現在）（か所）

施設	か所	施設	か所
公園（市管理分）	260	児童館・児童センター	9
公民館	15	健康管理センター・保健センター	4
幼稚園	公立 9 私立 2	広瀬生涯学習館	1
保育所	公立 5 私立 29	緋の郷	1
認定こども園	18	群馬県立ふれあいスポーツプラザ	1
小学校	23	群馬県立青少年育成センター	1
中学校	11		
中等教育学校	1		
特別支援学校	1		

出典：スポーツ振興課

(3) スポーツイベント

本市とスポーツ協会等で連携・協働し、毎年、スポーツの大会やイベントを開催しています。それぞれの大会やイベントには多くの市民が競技者、観客、ボランティアとして参加しています。

- トライアルスポーツ祭inいせさき
- スポーツ少年団総合開会式親子交流大会
- 市民レクリエーションスポーツ祭
- 夏季ラジオ体操会
- 市民総合スポーツ大会
- 伊勢崎シティマラソン
- ジュニアスポーツ指導者研修会
- （一財）伊勢崎市スポーツ協会会長賞表彰式

（令和元年度現在）

(4) 保育所、学校教育

幼稚園、保育園、認定こども園では、幼児期における運動機能の形成を図り、小学校につなげています。

近年の傾向をみると、運動をする児童、しない児童の「二極化」がみられます。そのため、小学校・中学校・中等教育学校では、児童生徒の成長や個々の能力を踏まえながら、各校独自の体力向上プランを作成し、児童生徒の運動機能や体力の向上に取り組んでいます。

特に市内の中学校・中等教育学校では運動系の部活動に男子の約8割、女子の約6割が所属していることから、運動機会が増え、生徒の運動機能や体力の向上につながっています。

(5) 障害者スポーツ組織

群馬県では、平成30年5月11日、より多くの障害者の社会参加を目指し、群馬県障害者スポーツ協会が任意団体から一般社団法人に組織変更し、新たにスタートしました。

本市では、障害者スポーツを統括する組織は、平成31年4月現在、設立されていません。

(6) プロスポーツ団体

群馬県には、平成31年4月現在、「ザスパクサツ群馬」（サッカー）、「群馬ダイヤモンドペガサス」（野球）、「群馬クレインサンダーズ」（バスケットボール）という、3つのプロスポーツチームがあり、本市の施設を活用して公式戦等が行われています。

(7) 大学・企業等の活動

市内に私立大学2校が開校しており、大学の運動部で活躍する学生や、サークル活動でスポーツに親しむ学生も多くいます。平成27年2月には交流や資源の相互活用を図る協定を上武大学と本市の間で締結しました。

工業団地を中心に多くの企業・工場が市内で操業しており、市民も従業員等として就労しています。各企業では従業員等の健康管理に配慮し、企業内施設でのスポーツや、福利厚生の一環として運動やスポーツを奨励しています。また、プロスポーツを支援している企業もあります。

この他、市内には民間のスポーツクラブ、ヨガやエアロビクス、ダンス等の運動教室が開業しており、多くの市民が利用しています。

5 スポーツ分野の指標達成度

本市総合計画で掲げるスポーツ分野の「まちづくり指標」については、令和元年度目標を達成できる見通しです。

指標① 市主催スポーツ事業の参加者数

スポーツ事業の参加者数は着実に増加しており、令和元年度目標は十分に達成可能です。

	実績（人）				目標（人）	達成度 （%）
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
(1) 市主催スポーツ事業の参加者数	16,423	17,598	17,638	13,749	13,000	105.8 (H30)

※市民スポーツの日、市民レクリエーションスポーツ祭、市民総合スポーツ大会、シティマラソンに参加した人数

指標② スポーツ施設の利用者数

スポーツ施設の利用者数は増加しており、平成27年度以降、年間延べ100万人を超えています。平成29・30年度は陸上競技場の管理棟改修工事の影響等で一時的に減少しましたが、令和元年度は目標を達成する見通しです。

	実績（人）				目標（人）	達成度 （%）
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
(2) スポーツ施設の利用者数	1,065,586	1,065,660	1,005,225	1,000,486	960,000	104.2 (H30)

※体育館、野球場等のスポーツ施設を利用した人数

指標③ スポーツ教室の参加者数

平成25年度から平成27年度は年間1,300人台、平成28年度からは年間1,400人台に増加しました。令和元年度の目標達成に向けて事業を推進しています。

	実績（人）				目標（人）	達成度 （%）
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
(3) スポーツ教室の参加者数	1,339	1,451	1,455	1,489	1,600	93.1 (H30)

※テニス教室、スケート教室、卓球教室、バドミントン教室等のスポーツ教室に参加した人数

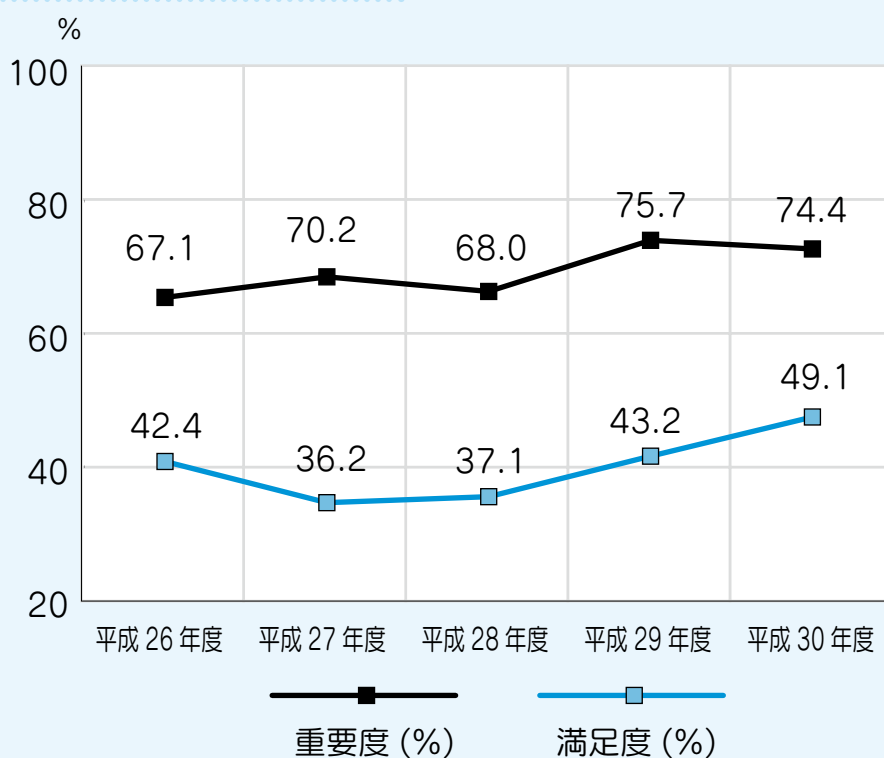
6 スポーツ施策に関する市民の満足度・重要度

毎年度実施している市民意識調査の結果から「スポーツの推進」を重要と考える割合（重要度）をみると、まちづくりの全41施策中の31位（平成30年度74.4%）であるものの、その割合は少しずつ高まっています。

その一方、「スポーツの推進」に満足している割合（満足度）は、まちづくりの全41施策中の12位（平成30年度49.1%）です。

市民満足度は平成27年度から年々上昇しており、取り組みの成果が徐々に上がっていると考えられます。

◆スポーツ施策に関する市民意識



出典：市民意識調査検証シート（平成30年度）

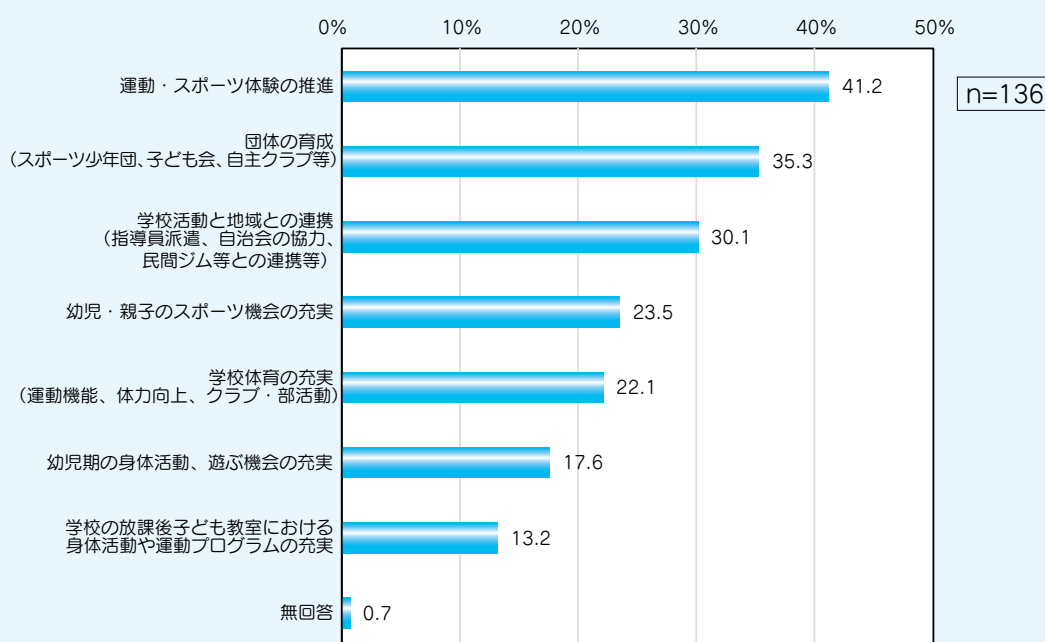
》 参考資料（第3章関係）

「施策1 子どものスポーツの推進」の現状

《家庭・地域》

- 幼児期や学齢期の運動習慣は、家庭や地域で遊びや親子の活動を通じて培われます。しかし、近年は少子化の進行、コンピューターゲームの普及、安全上の理由等を背景に子ども達が外遊びをする機会は減り、生活の中で身体を動かすことが少なくなっています。そして、「健康 いせさき21（第2次）」では幼児期の健康課題として、健やかな成長発達と望ましい生活習慣の確立、安心安全な遊び場の整備等を課題に挙げています。
- こうした中、各地区の公民館では地域資源を生かしながら、親子で身体を動かす各種教室等を開催しています。児童館・児童センターでも子ども達の居場所になるよう、活動しています。
- 本市の特色として子ども会育成会の活発な活動があり、約70年間続く「相撲」「駅伝」「かるた」は子ども会育成会の3大事業となっています。子ども会育成会には小学6年生までのほぼ全員が加入し、運動の苦手な子どもにとっても運動による達成感や自信を得る機会となっています。
- 市内ではスポーツ少年団も多く、様々な競技を通じて運動機会を提供しています。スポーツ団体アンケートからは、子どもがスポーツをする機会の充実に向けた最重点施策として、「運動・スポーツ体験の推進」と「団体の育成（スポーツ少年団、子ども会、自主クラブ等）」の2つを挙げています（団体アンケート 下図）。

◆子どもがスポーツをする機会の充実に向けた重点施策（回答136団体、複数回答）

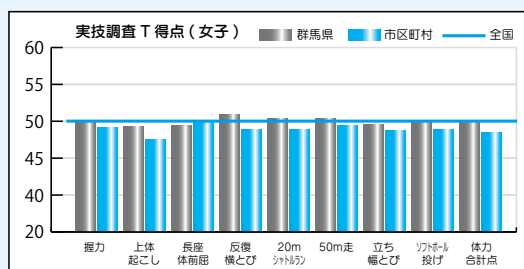
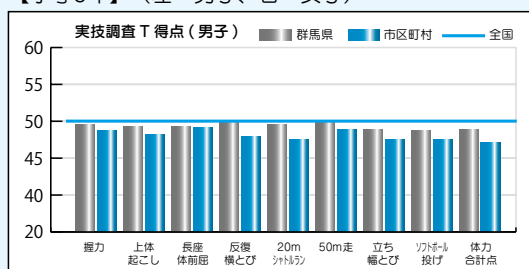


《学校等》

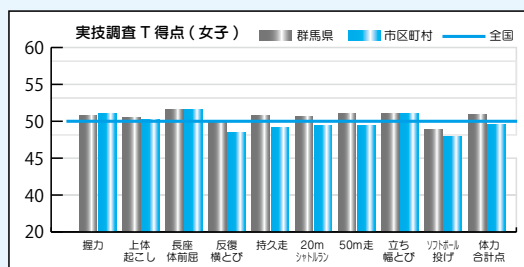
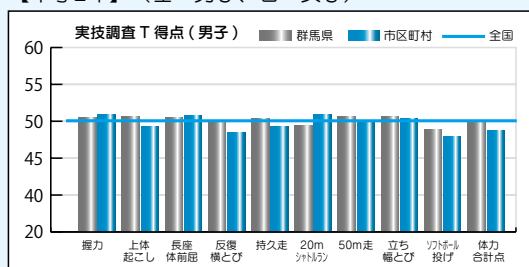
- 幼稚園、保育園、認定こども園では、国の指針等に則り、幼児期における運動機能の形成を図っています。公立幼稚園では、在園児が地域の様々な人と交流をしたり、自然体験・生活体験を行ったり、季節感に富んだ行事に参加したりする等、地域の教育力を生かした楽しさと感動のある活動（ジョイふるタイム）を設けています。
- 市内の公立小学校・中学校・中等教育学校では体力向上プランを作成し、学校の特色を生かした体力向上にかかる取組を計画・実践・継続することを実施しています。小学5年の実技テストの結果は、男女ともに全種目で全国平均を下回っています。中学2年の結果は、全国平均を上回る種目が、男女ともに4種目となっています。（実態調査 下図）。
- なお、本市独自に中学校の部活動ガイドラインを策定し、平成30年度より各中学校・中等教育学校でガイドラインに沿った部活動を行っています。

◆全国・県・本市の体力・運動能力、運動習慣等調査「実技テスト」の点数(平成30年度)

【小学5年】（左：男子、右：女子）



【中学2年】（左：男子、右：女子）



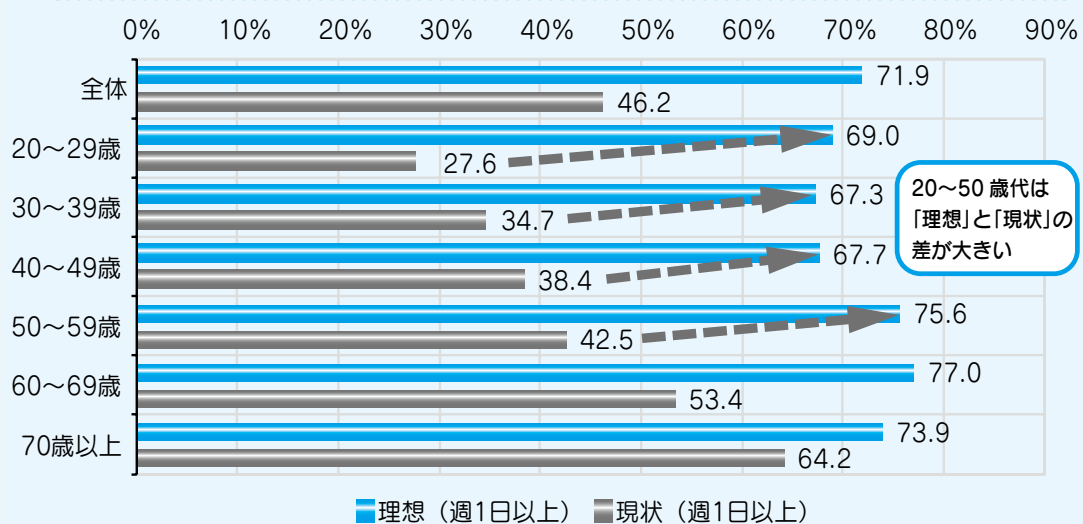
出典：伊勢崎市教育委員会

「施策2 若い世代・壮年期のスポーツの推進」の現状

《するスポーツ》

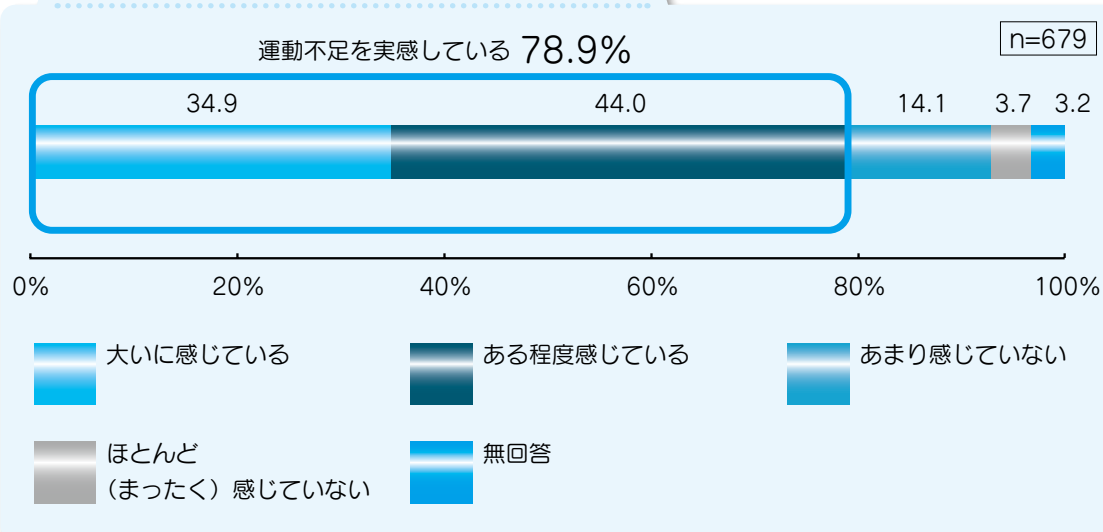
- 「健康 いせさき21（第2次）」では壮年期の健康課題として、肥満者の割合増加、運動している人の割合の減少、仕事や複雑な社会生活によるストレスの蓄積を挙げています。この課題に対しては、日常生活の中にスポーツを上手に取り入れることが、食事や休養とともに重要になります。
- 若い世代・壮年期の中心である20～50歳代の結果をみると、スポーツを週に1日以上行っている割合（スポーツ実施率）は20～40%台であり、60歳代以上の50～60%台を大きく下回ります。その一方、スポーツを週に1日以上行うことを理想と考える割合は20～50歳代で70%前後に上ることから、スポーツを行いたい「理想」と「現状」の差が大きいといえます（市民アンケート 上図）。

◆スポーツを週1日以上行いたい「理想」と「現状」(回答者数679人、単数回答、無回答は非表示)



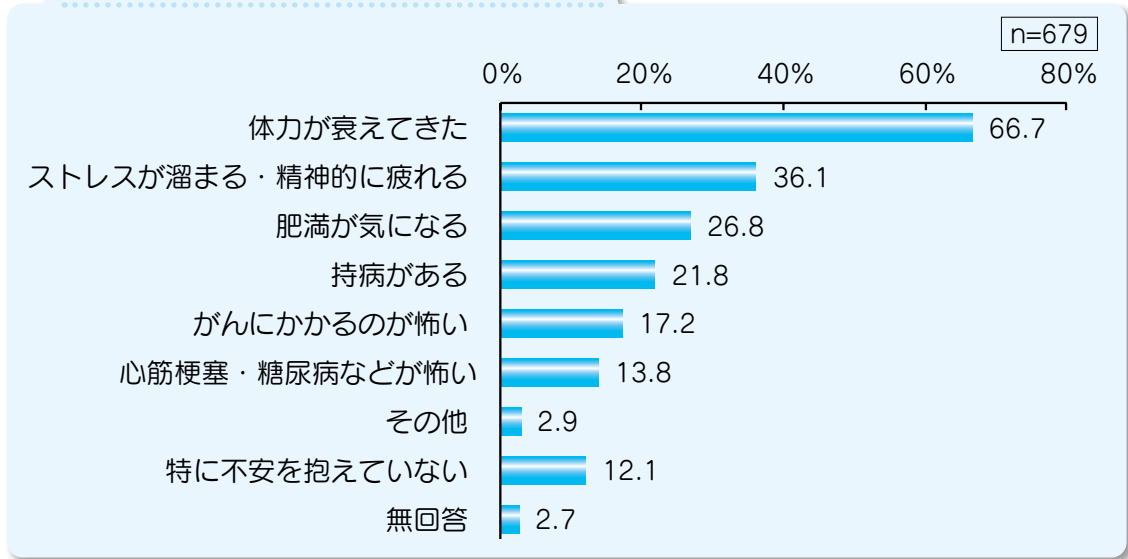
- 運動不足を実感している市民の割合は78.9%に上ります（市民アンケート 下図）。

◆運動不足の実感 (回答者数679人、単数回答)



○健康状態での不安の第1位に「体力が衰えてきた」66.7%が最も多くなっています（市民アンケート 上図）。

◆健康への不安(回答者数679人、複数回答)



○1年間にスポーツを行わなかった大きな理由に20～50歳代の20%前後が「仕事や家事、育児、介護、勉強などで忙しくて時間がない」を挙げており、現役世代の多忙感がうかがえます（市民アンケート 下表）。

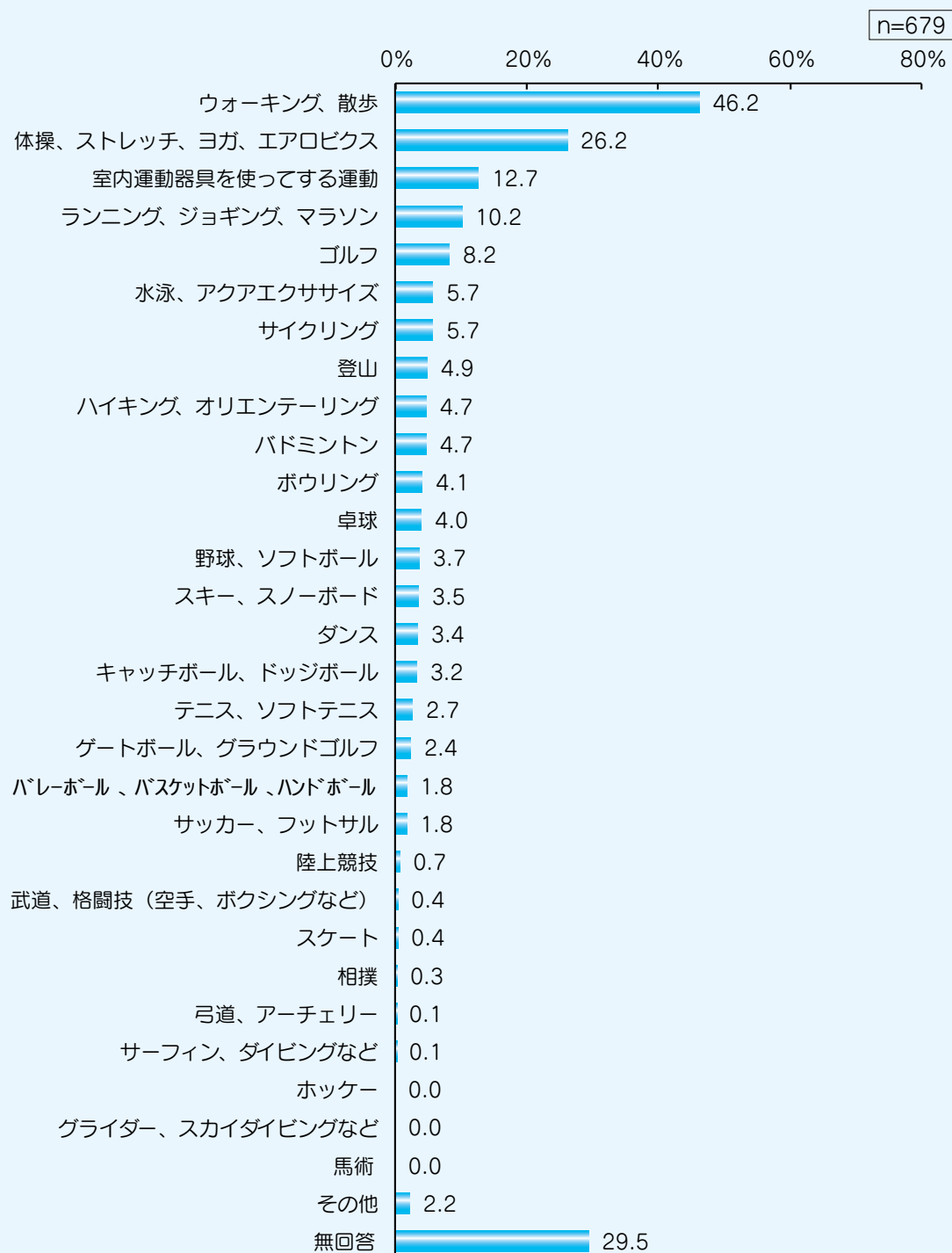
◆1年間にスポーツを行わなかった大きな理由(年齢別)(回答者数679人、複数回答、その他、無回答は非表示)

年齢別	回答者数(人)	仕事や家事、育児、介護、勉強などで忙しくて時間がないから	体力・身体的理由による	年齢的に無理をしたくないから	場所や施設がないから	一緒にいる友人・仲間がないから	指導者がいないから	スポーツが好きではない、興味がないから	お金がかかるから	機会がなかった	特に理由はない
全体	679	15.6	6.3	6.2	1.9	4.0	0.1	4.3	4.3	7.7	4.1
20～29歳	58	20.7	5.2	3.4	5.2	5.2	0.0	10.3	10.3	12.1	3.4
30～39歳	98	20.4	3.1	2.0	2.0	3.1	0.0	2.0	3.1	11.2	2.0
40～49歳	99	19.2	0.0	0.0	1.0	3.0	0.0	4.0	5.1	6.1	5.1
50～59歳	127	24.4	7.9	5.5	2.4	7.1	0.8	4.7	8.7	11.0	3.1
60～69歳	148	12.8	6.1	6.8	2.0	2.7	0.0	6.1	2.0	4.1	4.1
70歳以上	134	3.7	12.7	14.9	0.7	3.7	0.0	1.5	0.7	6.0	4.5

○40～70歳の市民を対象に筋力アップ教室を開催しています。教室を卒業した後、保健センターのトレーニングルームで自主的にトレーニングをしている人が年間延べ2,000人以上に上ります。

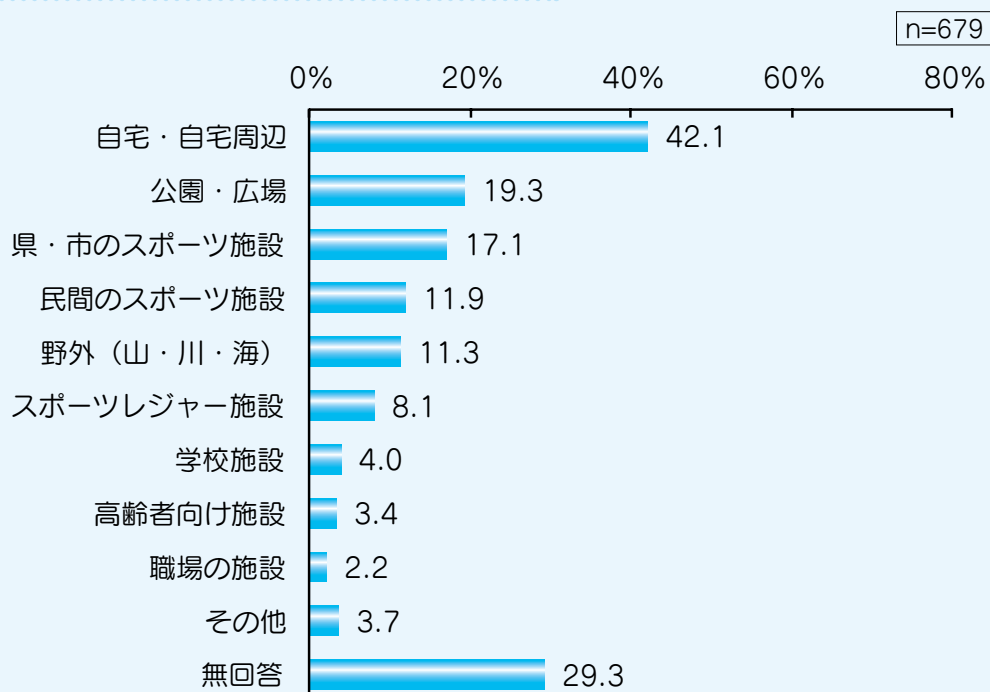
○市民のスポーツ活動の実態をみると、1年間に行ったスポーツの種目は、「ウォーキング、散歩」46.2%が最も多く、次いで「体操、ストレッチ、ヨガ、エアロビクス」、「室内運動器具を使ってする運動」等、軽い運動が上位を占めています（市民アンケート 下図）。

◆1年間に行ったスポーツの種目（回答者数679人、複数回答）



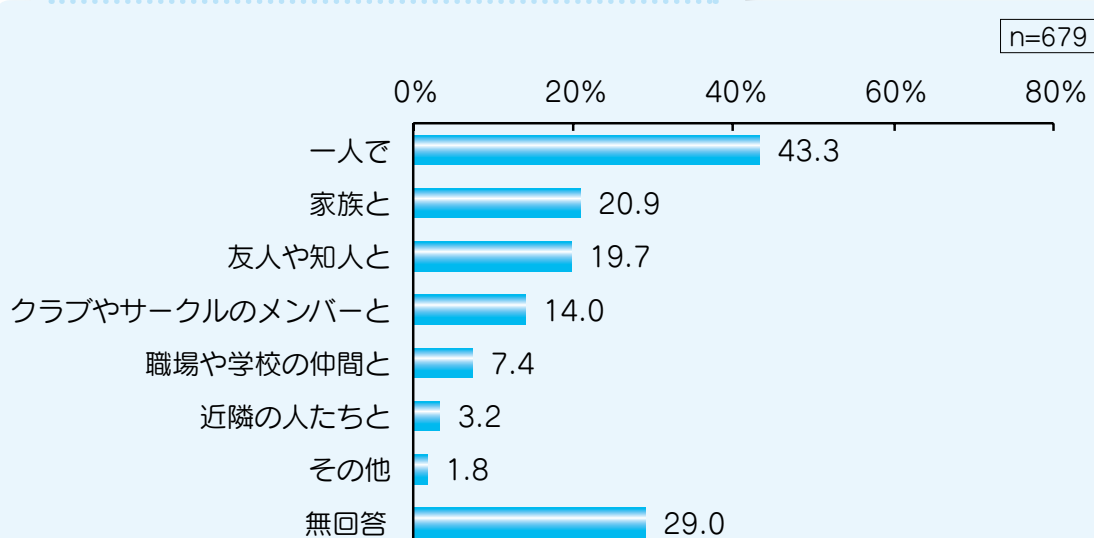
○スポーツを行う場所は、「自宅・自宅周辺」42.1%が最も多く、次いで「公園・広場」、「県・市のスポーツ施設」等、身近な場所が上位を占めています（市民アンケート 上図）。

◆スポーツを行う場所(回答者数679人、複数回答)



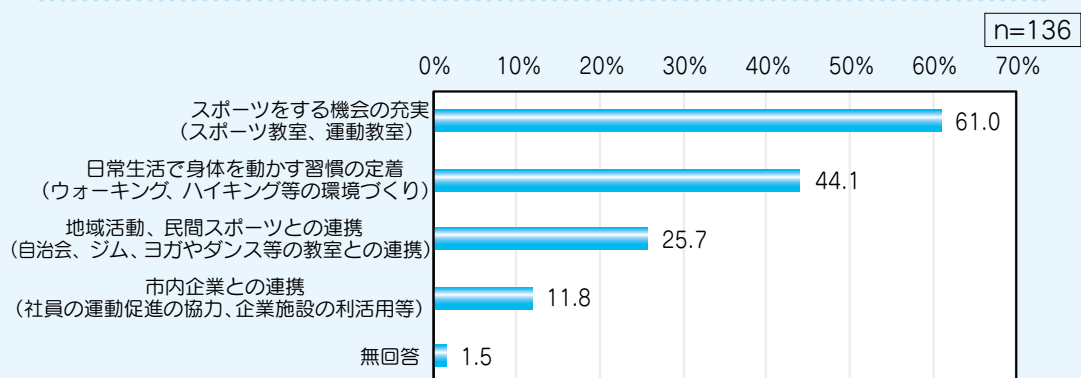
○スポーツを行う主な相手は、「一人で」43.3%が最も多くなっています（市民アンケート 下図）。

◆スポーツを行う主な相手(回答者数679人、複数回答)



○スポーツ団体は、若い世代や壮年期がスポーツをする機会の充実に向けた最重点施策として「スポーツ教室、運動教室の充実」を挙げています（スポーツ団体アンケート 上図）。

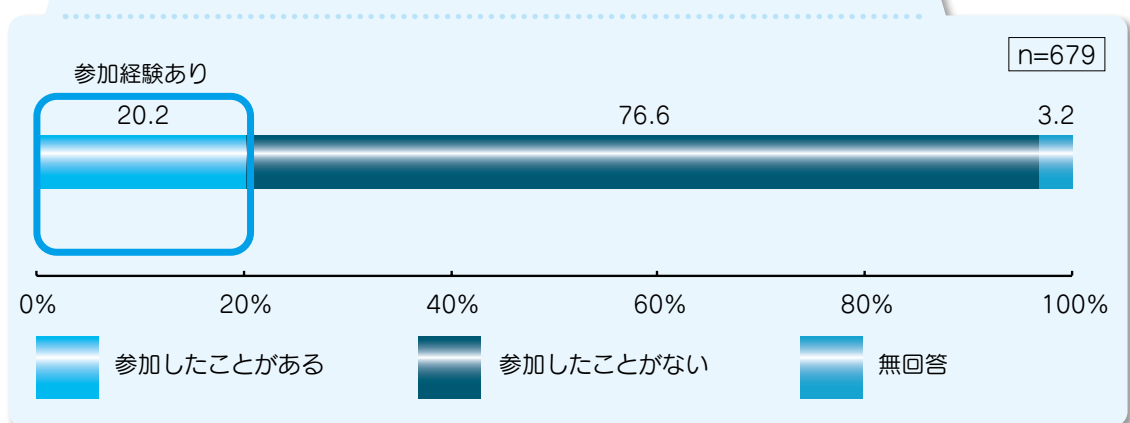
◆若い世代や壮年期がスポーツをする機会の充実に向けた重点施策（回答136団体、複数回答）



《スポーツイベント・行事への参加》

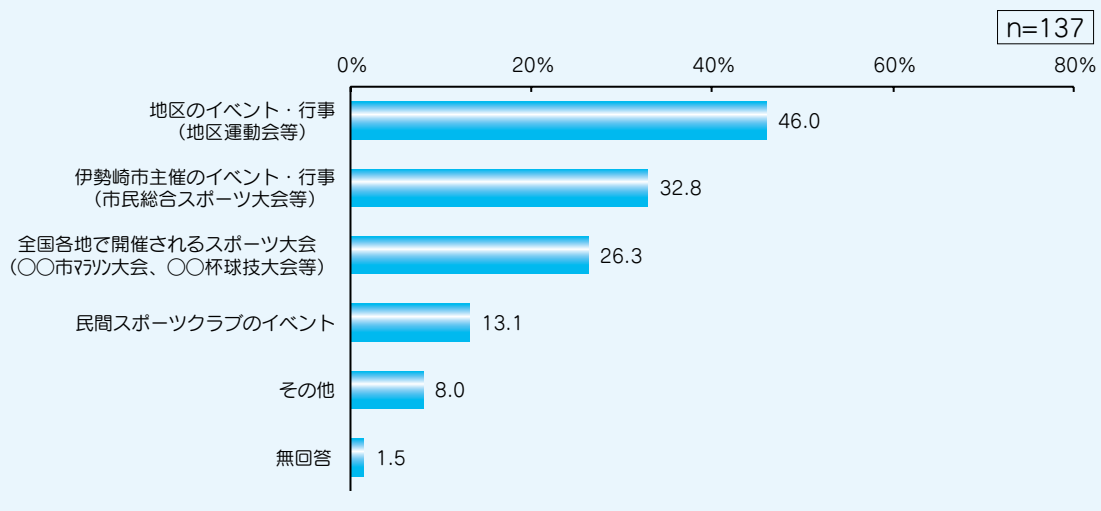
○市民のスポーツイベント・行事への参加経験は2割です（市民アンケート 下図）。

◆スポーツイベント・行事への参加経験（回答者数679人、単数回答）



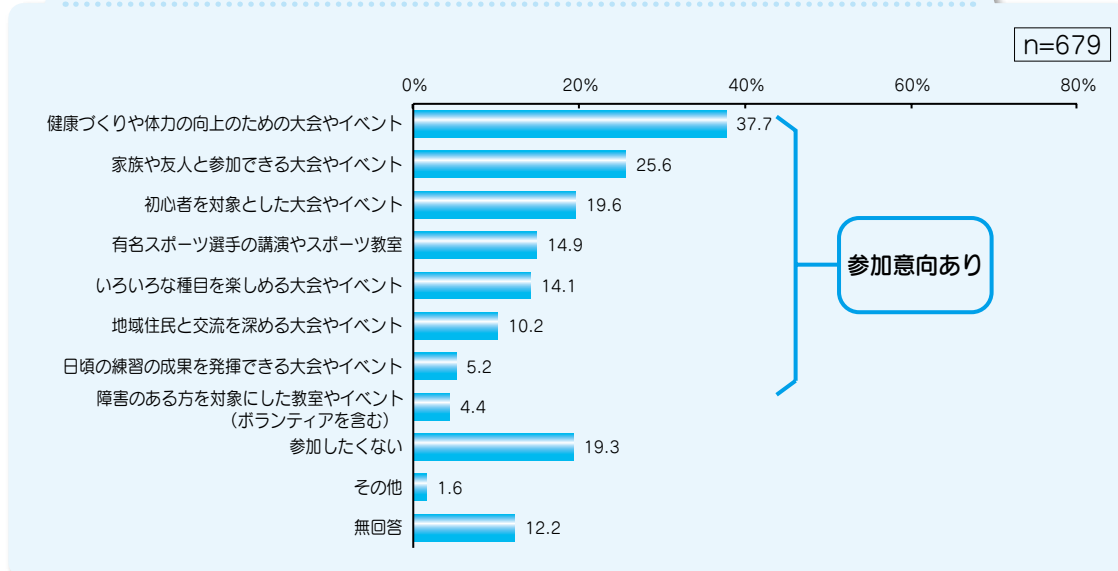
○市民が参加したスポーツイベント・行事は「地区のイベント・行事（地区運動会等）」が最も多く、「伊勢崎市主催のイベント・行事（市民総合スポーツ大会等）」と「全国各地で開催されるスポーツ大会」等が続きます（市民アンケート上図）。

◆参加したスポーツイベント・行事の種類（参加経験ありの回答者数137人、複数回答）



○今後のスポーツイベント・行事への意向をみると、「参加したくない」は19.3%にとどまり、自分の志向に合ったスポーツイベント・行事に参加したい意向の高いことがわかります（市民アンケート 下図）。

◆参加したいスポーツイベント・行事の種類（回答者数679人、複数回答）



○今後のスポーツイベント・行事への意向を年齢別にみると、20～40歳代は「家族や友人と参加できる大会やイベント」、50歳以上は「健康づくりや体力の向上のための大会やイベント」への参加意向が最も多くなっています（市民アンケート 下表）。

◆参加したいスポーツイベント・行事の種類（年齢別の第1位を表示）（回答者数679人、複数回答）

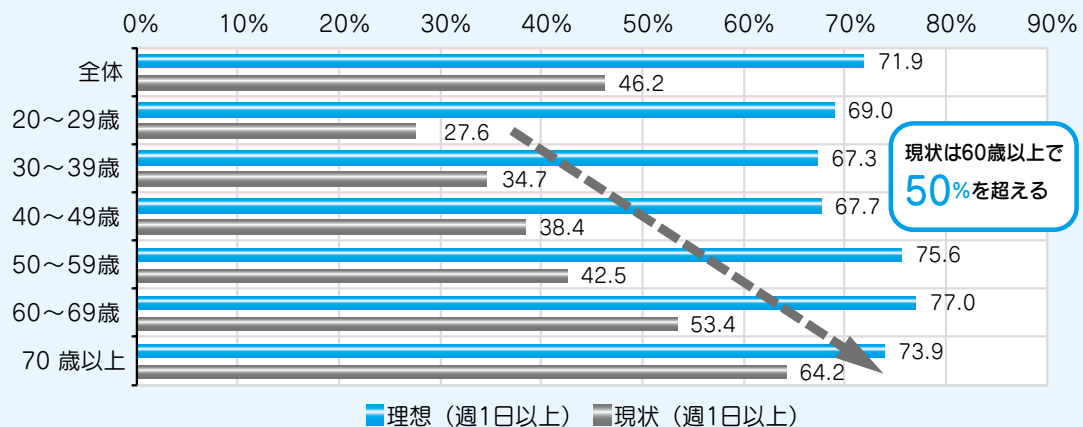
数値% 網掛1位	回答者数 (人)	健康づくりや体力の向上の ための大会やイベント	家族や友人と参加できる 大会やイベント
20～29歳	58	22.4	46.6
30～39歳	98	28.6	42.9
40～49歳	99	29.3	38.4
50～59歳	127	44.9	18.9
60～69歳	148	50.7	20.3
70歳以上	134	36.6	9.7



「施策3 高齢期のスポーツの推進」の現状

- 本市の将来人口予測では、長期的にみて高齢化が30%を超える見通しであり、介護保険の要支援・要介護認定率が高まる75歳以上（後期高齢者）も増加する見通しです。
- 「健康 いせさき21（第2次）」では高齢期の健康課題として、高齢者の閉じこもり傾向やロコモティブシンドロームの懸念を挙げています。
- 本市では高齢期のスポーツの普及を図るため、毎年度、60歳以上の市民と障害者を対象とするトライアルスポーツ祭inいせさき、年齢を問わずに参加できる市民レクリエーションスポーツ祭を開催しています。また、65歳以上には市が管理するスポーツ施設を無料開放しています。
- 各地区の公民館では高齢者が身近で適切な運動を無理せずに行えるよう、性別や年齢を考慮した様々なプログラムを講座やセミナー形式で実施しています。
- 福祉分野では介護予防事業の一環として、運動器の機能向上やリハビリテーション、友人との交流といった複合的な目的を持つ教室や交流の機会を、各地区のボランティアと関係団体の協力で実施しています。
- スポーツを週に1日以上行っている市民の割合（スポーツ実施率）は60歳代で53.4%、70歳以上で64.2%であり、50歳代以下に比べて高いことがわかります（市民アンケート 下図）。

◆スポーツを週1日以上行いたい「理想」と「現状」(回答者数679人、単数回答、無回答は非表示)



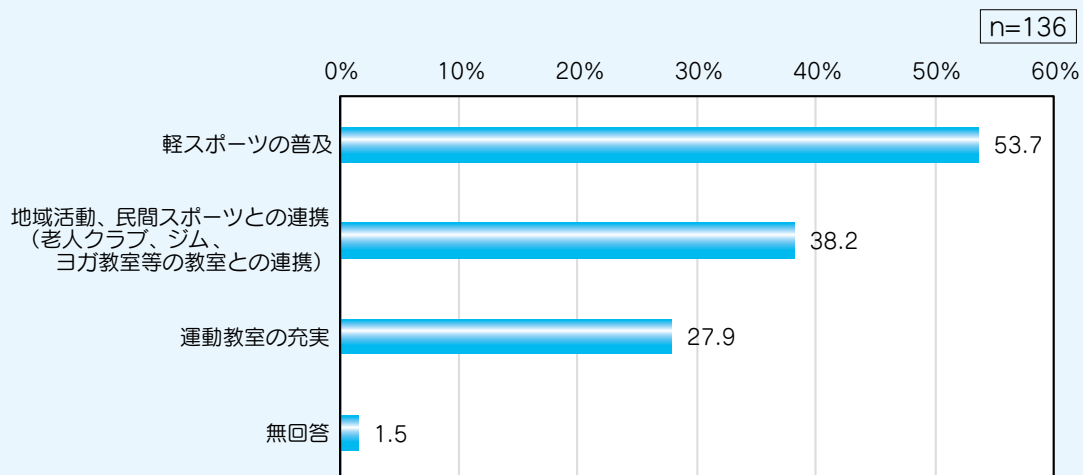
○スポーツを週に1日以上行っている割合が高い60歳代以上は、スポーツを行う理由として「健康・体力づくり」をより重視しており、「一人」で「自然の中」「近くの公園」「自分の家の中」で行うスポーツを希望する傾向がみられます（市民アンケート 上表）。

◆スポーツを行う理由、スポーツの機会や場所の希望、誰とスポーツを行うか(年齢別)(複数回答、上位項目のみ)

数値% 網掛1位	回答者数(人)	Q.スポーツを行う理由		Q.どのような機会や場所でスポーツをしたいか					Q.誰とスポーツを行うか				
		健康・体力づくり	楽しみ・気晴らし	自然の中で、運動やスポーツをしたい	利用して運動したい	県・市のスポーツ施設を利用したい	近くの公園などを利用して運動したい	自分の家の中でできる運動をしたい	一人で	家族と	クラブやサークルのメンバーと	職場や学校の仲間と	友人や知人と
全体	679	51.3	34.2	48.9	29.6	31.8	28.9	43.3	20.9	14.0	7.4	19.7	
20~29歳	58	34.5	46.6	51.7	39.7	27.6	31.0	36.2	25.9	6.9	8.6	25.9	
30~39歳	98	45.9	34.7	44.9	35.7	30.6	28.6	39.8	31.6	6.1	13.3	17.3	
40~49歳	99	40.4	37.4	46.5	38.4	30.3	20.2	35.4	37.4	11.1	12.1	21.2	
50~59歳	127	48.8	29.9	52.8	27.6	29.1	28.3	39.4	15.7	7.1	8.7	15.0	
60~69歳	148	61.5	32.4	57.4	25.7	39.9	30.4	50.7	12.2	18.2	2.7	22.3	
70歳以上	134	62.7	32.1	41.8	22.4	29.1	35.8	50.7	14.2	23.9	1.5	19.4	

○スポーツ団体は、高齢者がスポーツをする機会の充実に向けた最重点施策に「軽スポーツの普及」を挙げています（スポーツ団体アンケート 下図）。

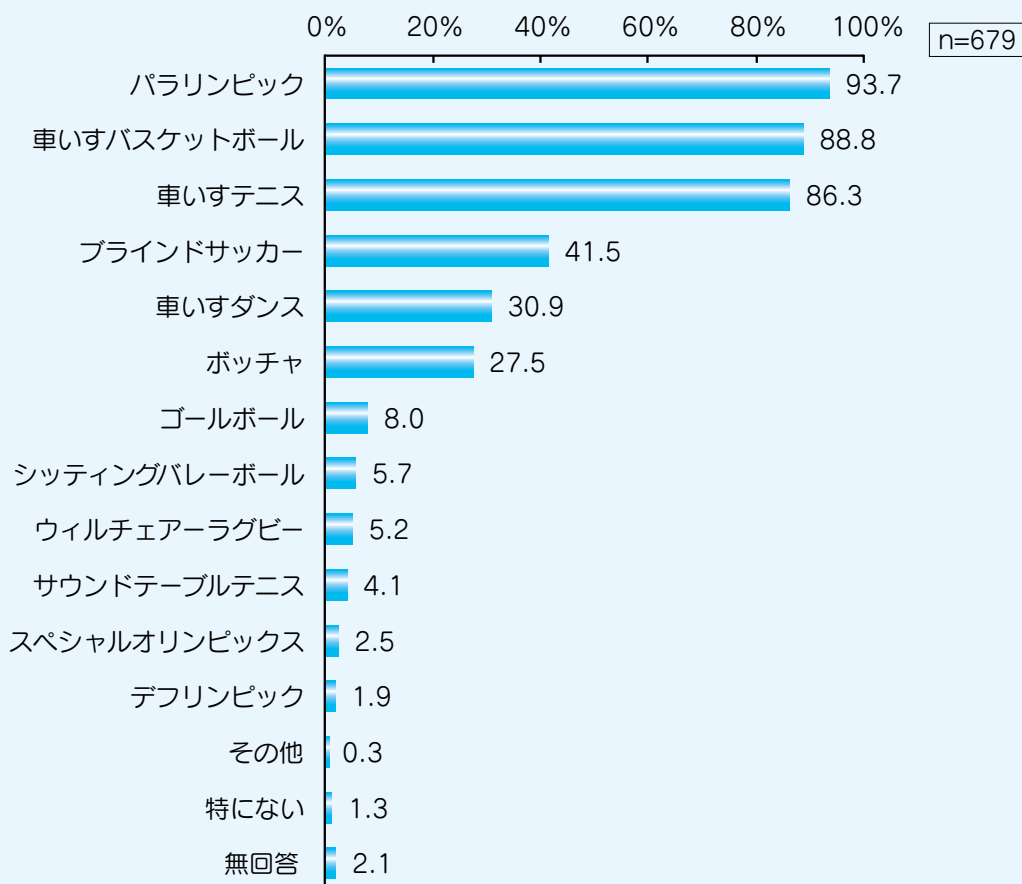
◆高齢者がスポーツをする機会の充実に向けた重点施策（回答136団体、複数回答）



「施策4 障害者スポーツの推進」の現状

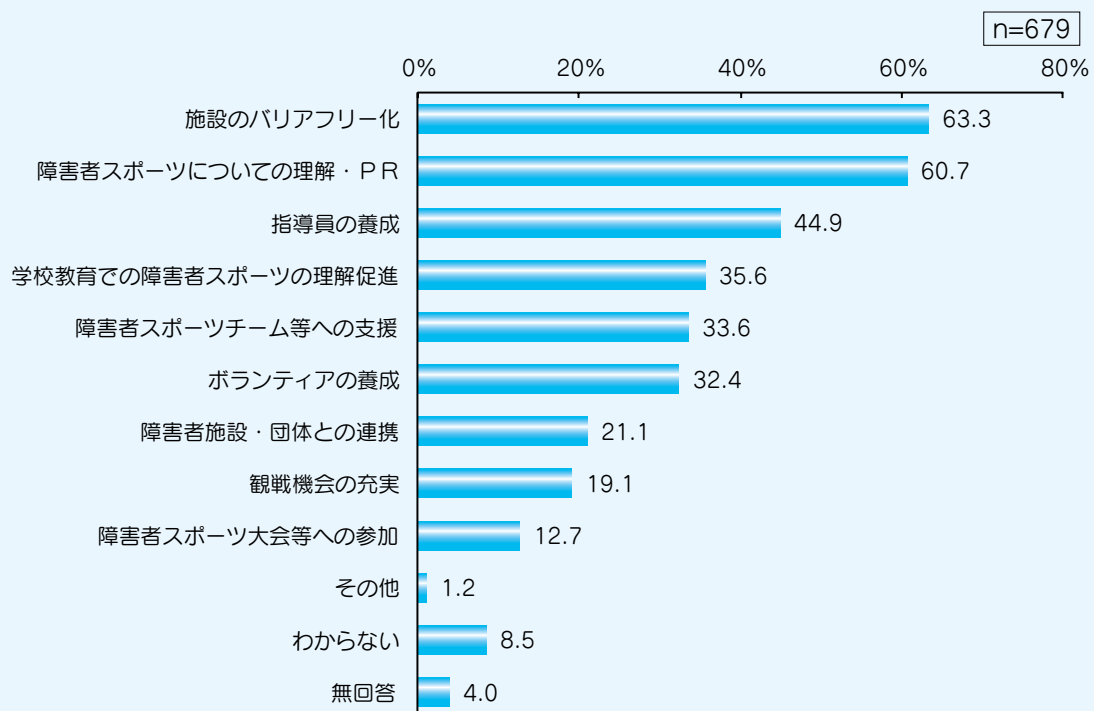
- 平成31年3月末現在、18歳未満の障害児を含め、身体障害者手帳所持者は6,384人、療育手帳所持者（知的障害者）は1,390人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,305人です。
- 本市のスポーツに関する事業、学校等の活動は、障害や病気に関わらず、すべての市民の参加や利用を基本にしていますが、障害者の意向に沿った参加や利用のできないケースも見受けられます。
- その一方、障害者を対象とするスポーツ・レクリエーション教室（地域生活支援事業）、障害者と60歳以上の市民を対象とするトライアルスポーツ祭inいせさき、子ども、障害者、高齢者等が参加する市民レクリエーションスポーツ祭を開催しています。
- 市が管理するスポーツ施設では計画的にバリアフリー化を進めています。また、県立ふれあいスポーツプラザは障害者が利用するための設備が整っており、多くの障害者が利用しています（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び65歳以上は無料）。
- 障害者スポーツの用語として「パラリンピック」、「車いすバスケットボール」、「車いすテニス」等の認知度が80%を超えており、障害者スポーツが多くの市民に認識されていることがわかります（市民アンケート 下図）。

◆障害者スポーツ用語の認知度（回答者数679人、複数回答）



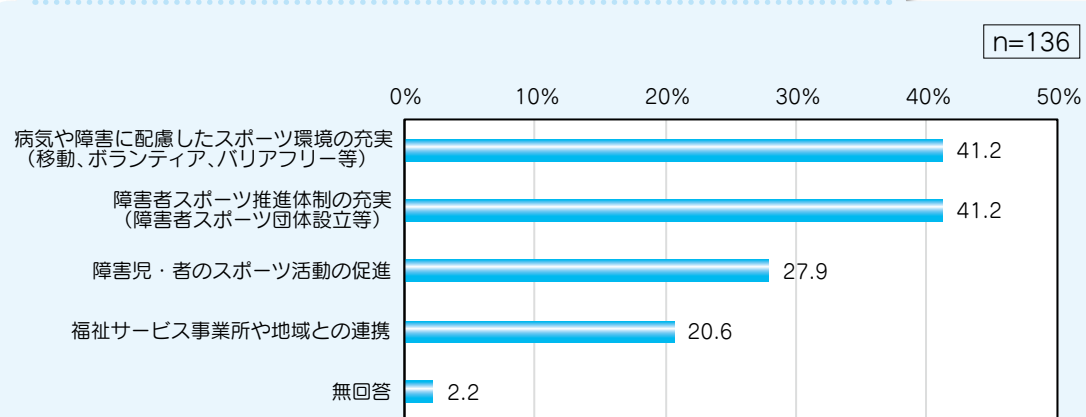
○障害者スポーツの振興に「施設のバリアフリー化」、「障害者スポーツについての理解・PR」等が特に必要と考えています（市民アンケート 上図）。

◆障害者スポーツの振興に必要な取り組み（回答者数679人、複数回答）



○障害者スポーツの充実に向けた最重点施策に「病気や障害に配慮したスポーツ環境の充実（移動、ボランティア、バリアフリー等）」と「障害者スポーツ推進体制の充実（障害者スポーツ団体設立等）」の2つを挙げています（スポーツ団体アンケート 下図）。

◆障害者スポーツの充実に向けた重点施策（回答136団体、複数回答）



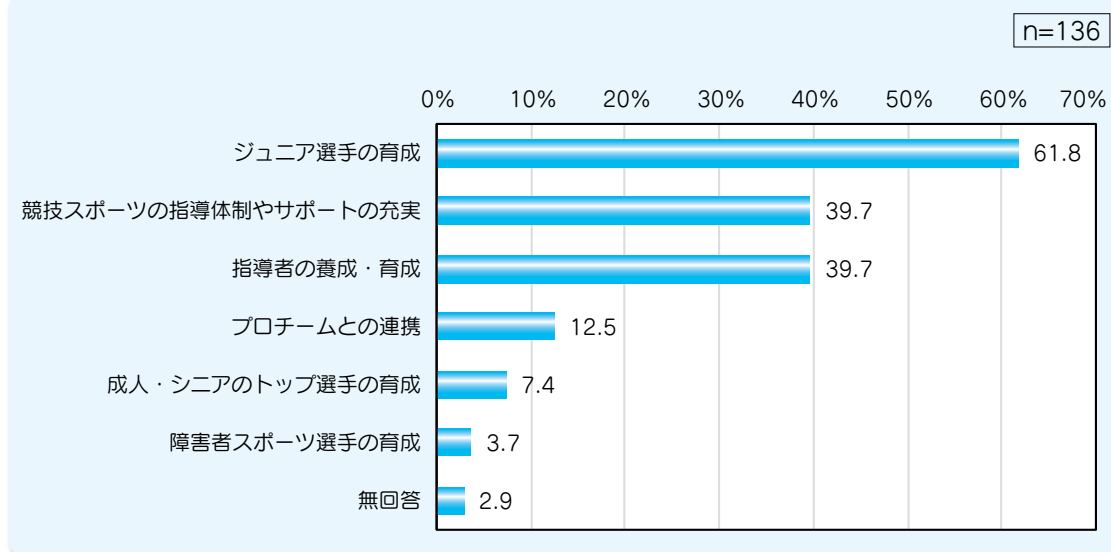
- 障害者のスポーツ活動は個人や福祉事業所等で行われていると考えられますが、本市でその状況は把握できていません。
- 障害者スポーツの世界的な競技大会は、パラリンピック（主に身体障害者、脳性麻痺、視覚障害、知的障害）、デフリンピック（聴覚障害者）、スペシャルオリンピックス（知的障害者）等があります。日本ではデフリンピック、スペシャルオリンピックスは未開催ですが、パラリンピックは1964年の東京大会、1998年の長野大会で開催されています。
- 近年、日本選手のパラリンピックでの活躍等を契機に、障害者スポーツの認知度は高まってきました。メディアで取り上げる機会も増え、以前に比べて障害者スポーツを取り巻く環境は向上していると考えられます。



「施策5 競技スポーツの推進」の現状

- 本市では、各種競技の普及と競技力の向上を目指し、スポーツ協会加盟団体による各種競技大会の開催支援、県代表や日本代表で出場する際の壮行金交付、市代表で出場する際の派遣費補助金交付を実施しています。
- 県内のプロスポーツ団体の協力を得て、プロチームや元プロ選手によるジュニア向けスポーツ教室の開催、各種スポーツの講習会や研修会等における指導を行っています。
- 競技力の向上に向けた最重点施策に「ジュニア選手の育成」を挙げています（スポーツ団体アンケート 下図）。

◆競技力の向上に向けた重点施策（回答136団体、複数回答）



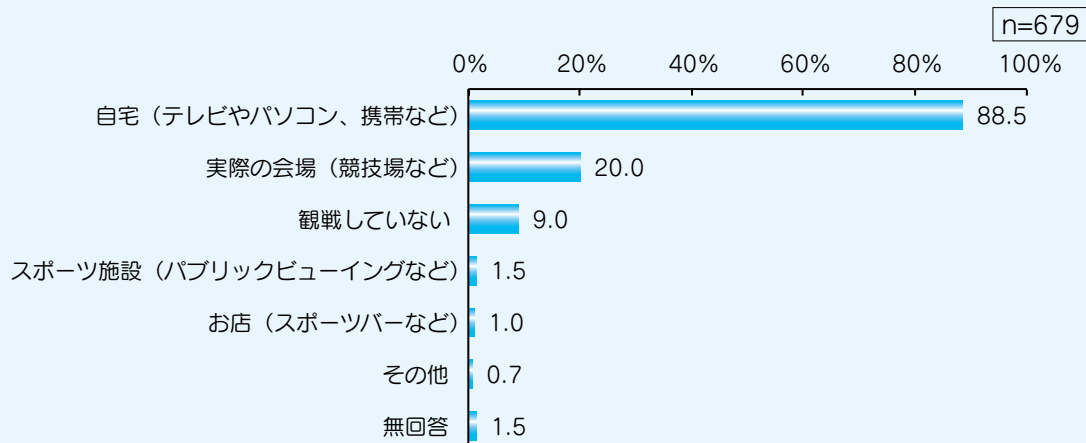
「施策6 スポーツの多様な広がり」の現状

《みる（感じる）スポーツ》

○本市では、子ども達をはじめ、より多くの市民がトップ選手とふれあう「市民サンスデー」を開催しています。

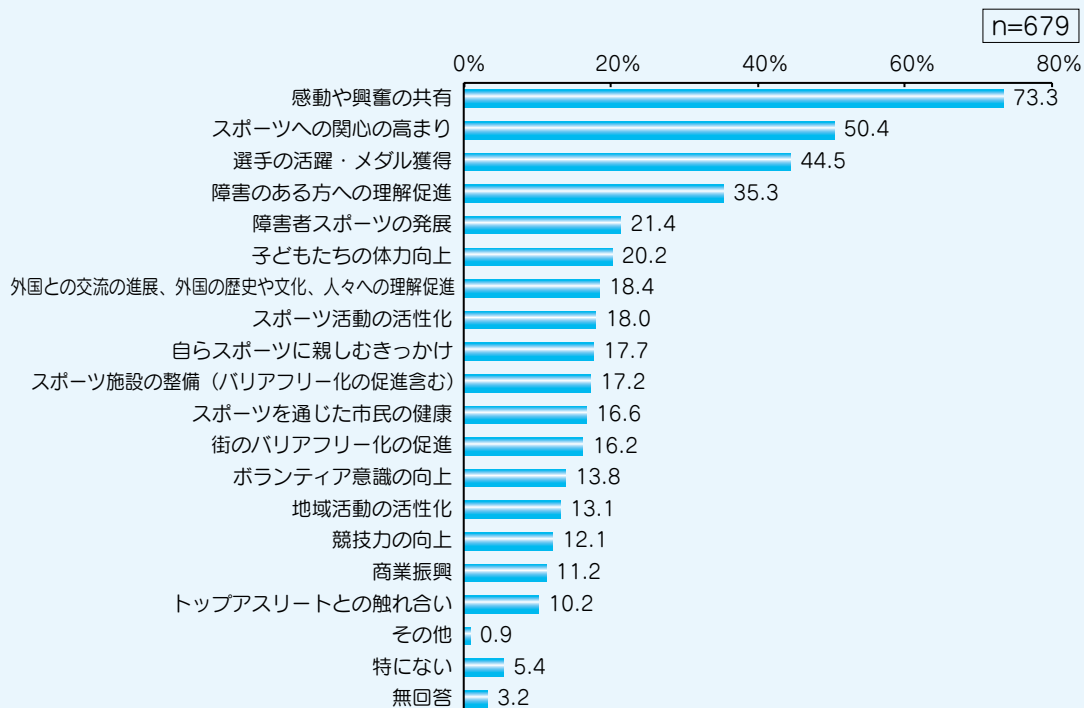
○約9割の市民が「みるスポーツ」を楽しんでいます（市民アンケート 上図）。

◆1年間のスポーツ観戦方法（回答者数679人、複数回答）



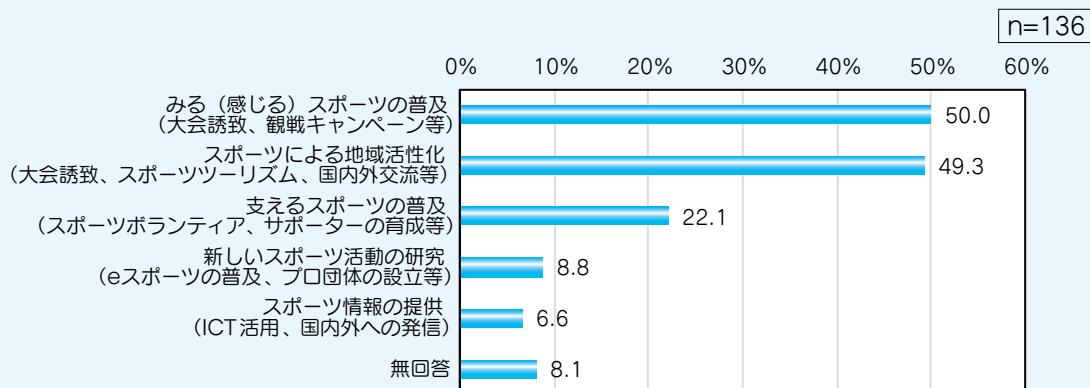
○2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて市民が得ることができる（期待する）ものは「感動や興奮の共有」が7割を超えており、スポーツが国民の誇りや一体感の醸成の力になると感じています（市民アンケート 下図）。

◆2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会に期待するもの（回答者数679人、複数回答）



○スポーツの多様な楽しみ方の普及に向けた最重点施策に「みる（感じる）スポーツの普及」と「スポーツによる地域活性化」の2つを挙げています（スポーツ団体アンケート 上図）。

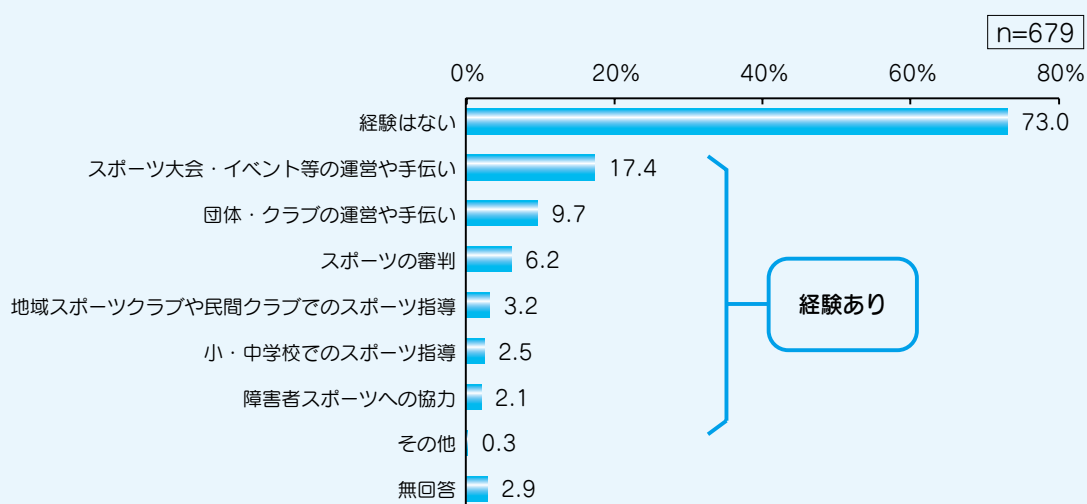
◆スポーツの多様な楽しみ方の普及に向けた重点施策（回答136団体、複数回答）



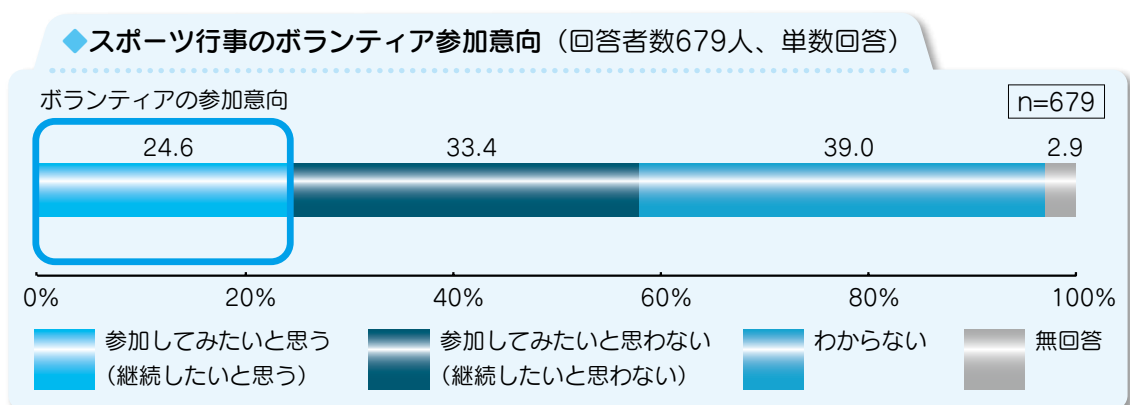
《支えるスポーツ》

- 伊勢崎シティマラソンや各種駅伝大会では上武大学運動部や地域ボランティアの協力を得て、円滑な大会運営を行っています。また、トライアルスポーツ祭inいせさきでは、毎回、高校生がボランティアスタッフとして参加しています。
- 2割程度の市民が大会運営や指導者等として「支えるスポーツ」を実践していません（市民アンケート 下図）。

◆スポーツ行事のボランティア経験（回答者数679人、複数回答）



○スポーツボランティアの参加意向は24.6%と、1/4近くに上ります（市民アンケート 上図）。

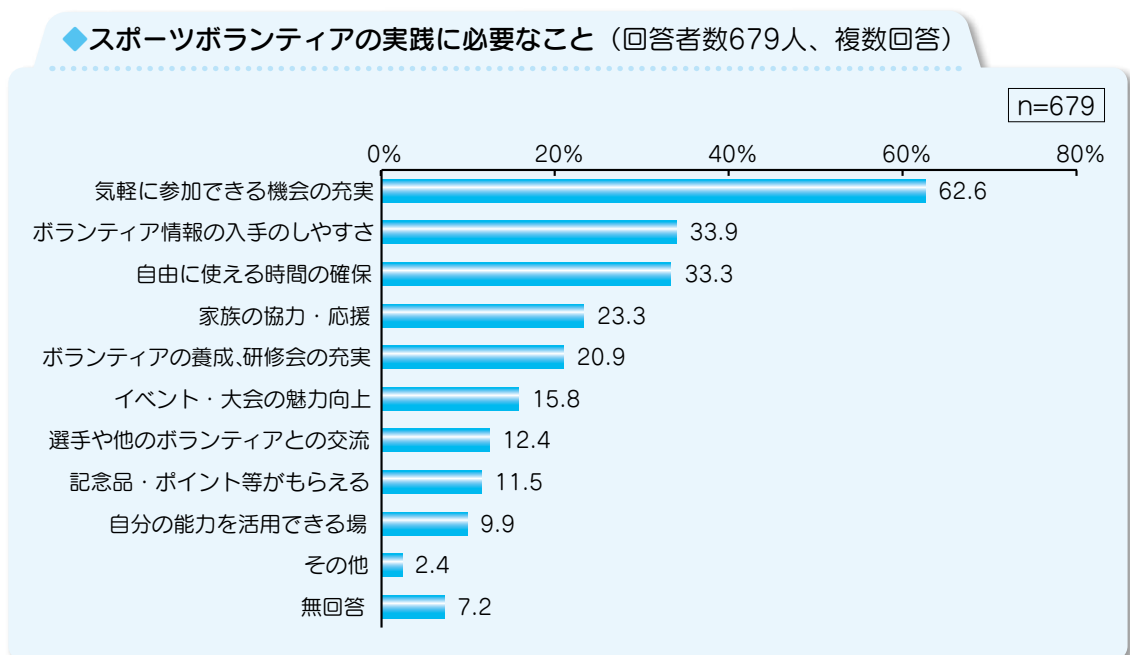


○スポーツボランティアの参加意向を年齢別にみると、20～40歳代の参加意向は30%台であり、50歳以上に比べて若干高くなっています（市民アンケート 中表）。

◆スポーツ行事のボランティア参加意向(年齢別)(回答者数679人、単数回答)(無回答は非表示)

数値% 網掛1位	回答者数 (人)	参加してみたいと思う (継続したいと思う)	参加してみたいと思わない (継続したいと思わない)	わからない
20～29歳	58	31.0	39.7	29.3
30～39歳	98	35.7	29.6	33.7
40～49歳	99	30.3	28.3	41.4
50～59歳	127	23.6	29.1	47.2
60～69歳	148	20.9	37.8	39.2
70歳以上	134	16.4	36.6	37.3

○スポーツボランティアの実践に最も必要な取り組みに「気軽に参加できる機会の充実」を挙げています（市民アンケート 下図）。



《交流・連携》

- 姉妹都市であるスプリングフィールド市（アメリカ）との国際交流親善ソフトボール大会、馬鞍山市（中国）との卓球による交流、長岡市寺泊地域とのスポーツ交流（野球、サッカー、ミニバレーボール等）を通じて、市民相互の友好と親善や青少年健全育成を図っています。
- 平成27年2月に上武大学と本市は協定を締結し、これまで以上に交流や資源の相互活用を図っていくこととしました。

◆上武大学と本市との協定締結

伊勢崎市記者会見資料

資料 1

伊勢崎市と上武大学との連携協力に関する協定の締結について

企画部企画調整課

伊勢崎市と上武大学は、人的交流及び知的・物的資源の相互活用その他連携協力を推進することにより、それぞれの活動の充実に図るとともに、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的として、下記のとおり連携協力に関する協定を締結いたします。

記

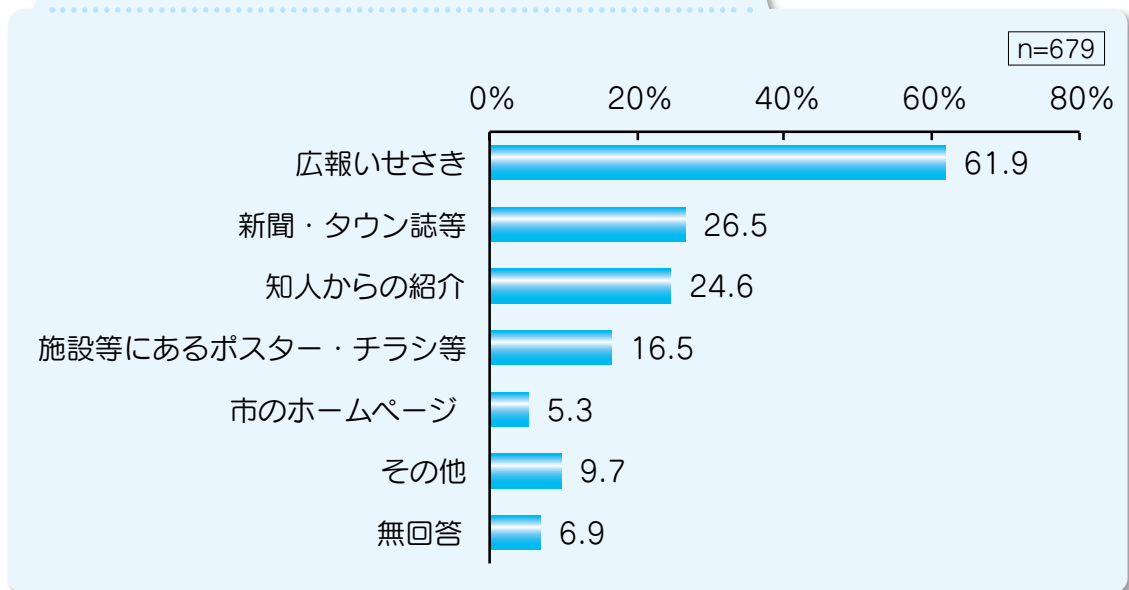
- 1 日 時 平成27年2月6日（金） 午前10時～
- 2 場 所 市役所東館3階 災害対策室
- 3 締 結 者 伊勢崎市長 五十嵐 清 隆
上武大学理事長 鎌 谷 朋 子

「施策7 スポーツを推進する体制と環境の充実」の現状

《情報》

- 市内や県内のスポーツイベント・行事や各種スポーツ教室の案内・募集、スポーツ施設の情報を、広報いせさき、本市及びスポーツ協会のホームページ等を通じて市民に提供しています。
- スポーツ情報の入手方法は、年齢に関わらず、「広報いせさき」が多くなっています（市民アンケート 上図）。

◆スポーツ情報の入手方法（回答者数679人、複数回答）



- 充実してほしいスポーツ情報について、20～40歳代は「スポーツ教室の情報」と「スポーツイベントの情報」、50歳代以上は「健康づくり」が多くなっています（市民アンケート 下表）。

◆充実してほしいスポーツ情報（年齢別）（回答者数679人、複数回答、無回答は非表示）

数値% 網掛1位	回答者数 (人)	スポーツ教室の 情報	スポーツイベントの 情報	スポーツクラブ・ 団体の情報	スポーツでの市民の 活躍情報	スポーツ施設の 予約・手続きの 情報	健康づくり	その他
全体	679	32.8	30.9	17.4	12.2	13.4	39.0	4.9
20～29歳	58	24.1	32.8	19.0	8.6	22.4	19.0	8.6
30～39歳	98	42.9	39.8	19.4	13.3	13.3	22.4	8.2
40～49歳	99	41.4	31.3	19.2	9.1	20.2	27.3	6.1
50～59歳	127	33.1	33.9	20.5	13.4	16.5	37.0	5.5
60～69歳	148	33.8	29.1	17.6	9.5	9.5	52.7	3.4
70歳以上	134	20.9	24.6	11.2	18.7	6.7	56.0	1.5

《指導者》

- 本市ではスポーツ推進委員を委嘱し、各地区のスポーツ行事の情報交換をはじめ、軽スポーツの普及、ジュニアスポーツの育成等を行っています。
- スポーツ推進委員とは別に、地区に密着した活動を行う地区社会体育推進委員を組織しています。また、スポーツ指導者バンクや生涯学習分野のまなびい先生も、市民スポーツの普及に貢献しています。
- 近年、スポーツの指導に関する問題（ハラスメント等）、団体運営に関する統治（ガバナンス）の問題等が全国で顕在化しています。
- スポーツ団体からは、間違った指導の防止に向けて、本市やスポーツ協会に「講習、研修」、「ガイドライン策定」、「相談、交流の機会」等に期待を寄せています（スポーツ団体アンケート 上表）。

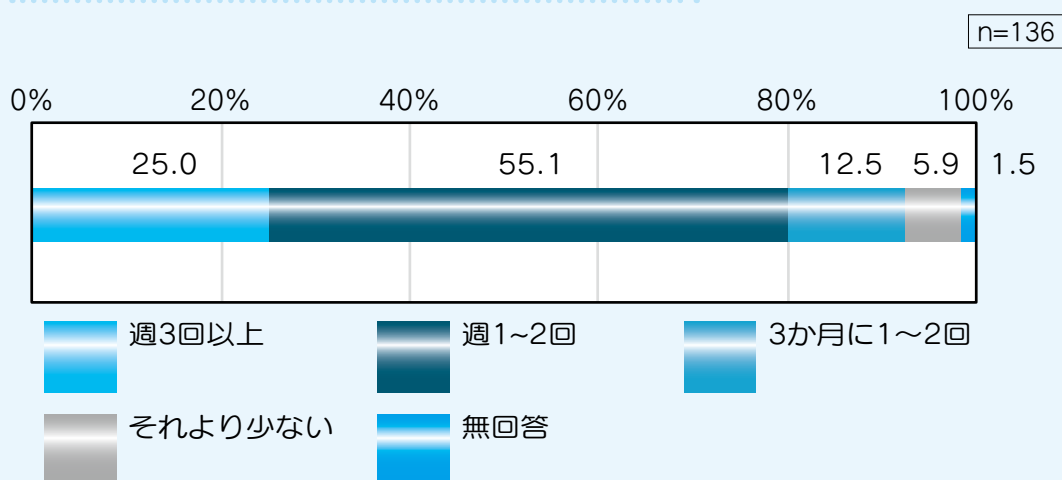
◆間違った指導防止の取り組み（回答136団体、複数回答）

（市やスポーツ協会に期待する間違った指導防止の取り組み。主な意見を抜粋）
 講習、研修…ハラスメント防止研修、意識改革に向けた研修 等
 ガイドライン…指導指針の策定、実態を定期的にチェックする仕組み 等
 相談、交流…相談窓口の設置、中学校の部活動への民間コーチ導入 等

《スポーツ団体》

- 市内では多くのスポーツ団体が活動しています。本市ではスポーツ少年団への運営費補助を実施しています。
- 1年間の平均的な活動回数は「週1～2回」が55.1%と最も多いことから、休日を中心に活動する団体が多いと考えられます（スポーツ団体アンケート 下図）。

◆1年間の平均的な活動状況（回答136団体、単数回答）



○スポーツ団体からは、団体活動の課題解決のために、「市民への情報提供」、「施設の利便性・機能性」、「指導方法の支援」を市やスポーツ協会に期待しています（スポーツ団体アンケート 上表）。

◆活動上の課題解決のために、市やスポーツ協会に期待する支援（回答136団体、複数回答）

（主な意見）

市民への情報提供…会員やボランティア募集、活動紹介 等

施設の利便性・機能性…施設の整備、利用の優先化、冷暖房や競技設備の整備・更新 等

指導方法の支援…研修支援、指導者派遣 等

○スポーツ団体からは、約2割のスポーツ団体は他分野と連携したい意向をもっています。既に連携を実践している団体もあります（スポーツ団体アンケート 下表）。

◆他分野との連携（回答136団体、複数回答）

（主な意見） ※希望を含む

地域活動 …季節行事、清掃活動 等

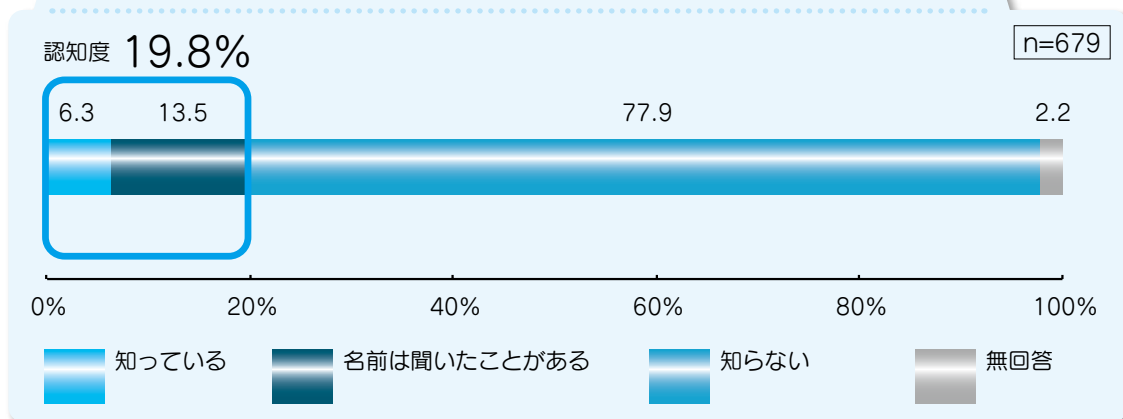
福祉、安全…防犯、防災、子育て団体、障害者団体 等

小・中学校…学校教育への指導者派遣 等

《総合型地域スポーツクラブ》

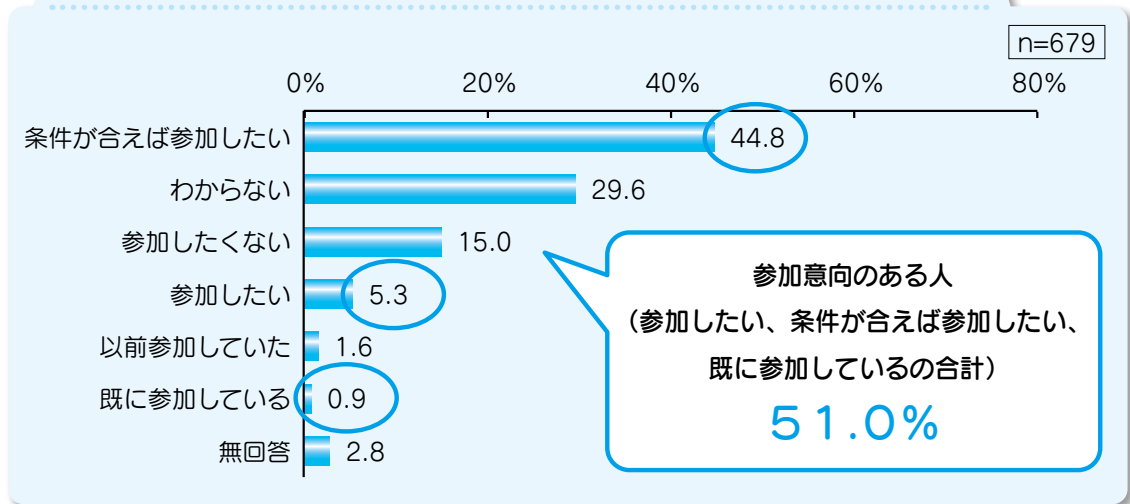
○一般的な総合型地域スポーツクラブの認知度（「知っている」と「名前は聞いたことがある」の合計）は19.8%にとどまります（市民アンケート 下図）。

◆一般的な総合型地域スポーツクラブの認知度（回答者数679人、単数回答）



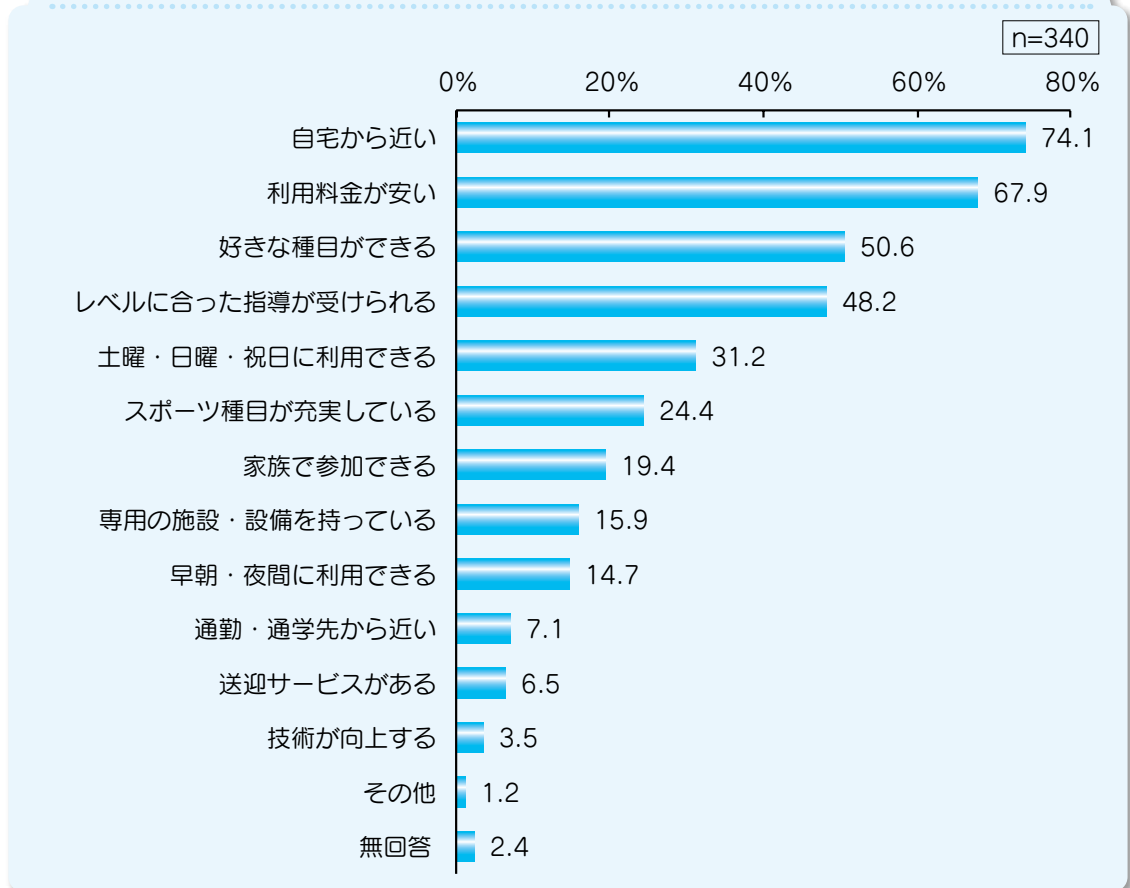
○総合型地域スポーツクラブの認知度がそれほど高くない一方で、総合型地域スポーツクラブの活動に参加意向のある人（「参加したい」と「条件が合えば参加したい」と「既に参加している」の合計）は約5割に上ります（市民アンケート上図）。

◆総合型地域スポーツクラブ活動への参加意向（回答者数679人、複数回答）



○総合型地域スポーツクラブ活動に参加意向のある人の参加条件は、「自宅から近い」と「利用料金が安い」ことを挙げています（市民アンケート 下図）。

◆総合型地域スポーツクラブ活動への参加条件（「参加したい」または「条件が合えば参加したい」の回答者数340人、複数回答）



○総合型地域スポーツクラブ活動に参加意向のある人の活動内容への希望は、年齢層によって様々です（市民アンケート 下図）。

◆総合型地域スポーツクラブで希望する活動（年齢別）
（「参加したい」または「条件が合えば参加したい」の回答者数340人、複数回答、無回答は非表示）

数値% 網掛1位	回答者数（人）	個人で楽しめる定期的活動	運動の苦手な人や初心者を対象とする活動	気軽に参加できるスポーツ大会やイベント	誰もが楽しめる活動	子どもから大人まで地域の健康づくり事業	高齢社会に向けた楽しめる活動	親子や家族ぐるみで楽しめる活動	障害のある方への支援事業	スポーツプログラムの指導や指導補助（運営スタッフ）	選手育成や競技力向上など、高いレベルを目指す活動	その他
全体	340	51.8	38.2	36.2	30.9	27.9	20.6	8.2	5.6	1.8	0.6	
20～29歳	26	50.0	30.8	61.5	30.8	3.8	23.1	3.8	11.5	7.7	0.0	
30～39歳	64	42.2	39.1	39.1	40.6	0.0	45.3	6.3	6.3	3.1	1.6	
40～49歳	55	60.0	32.7	34.5	29.1	3.6	30.9	7.3	9.1	1.8	1.8	
50～59歳	72	70.8	47.2	34.7	26.4	23.6	8.3	8.3	4.2	1.4	0.0	
60～69歳	79	43.0	43.0	26.6	34.2	57.0	10.1	8.9	3.8	0.0	0.0	
70歳以上	36	41.7	19.4	38.9	22.2	72.2	8.3	16.7	2.8	0.0	0.0	

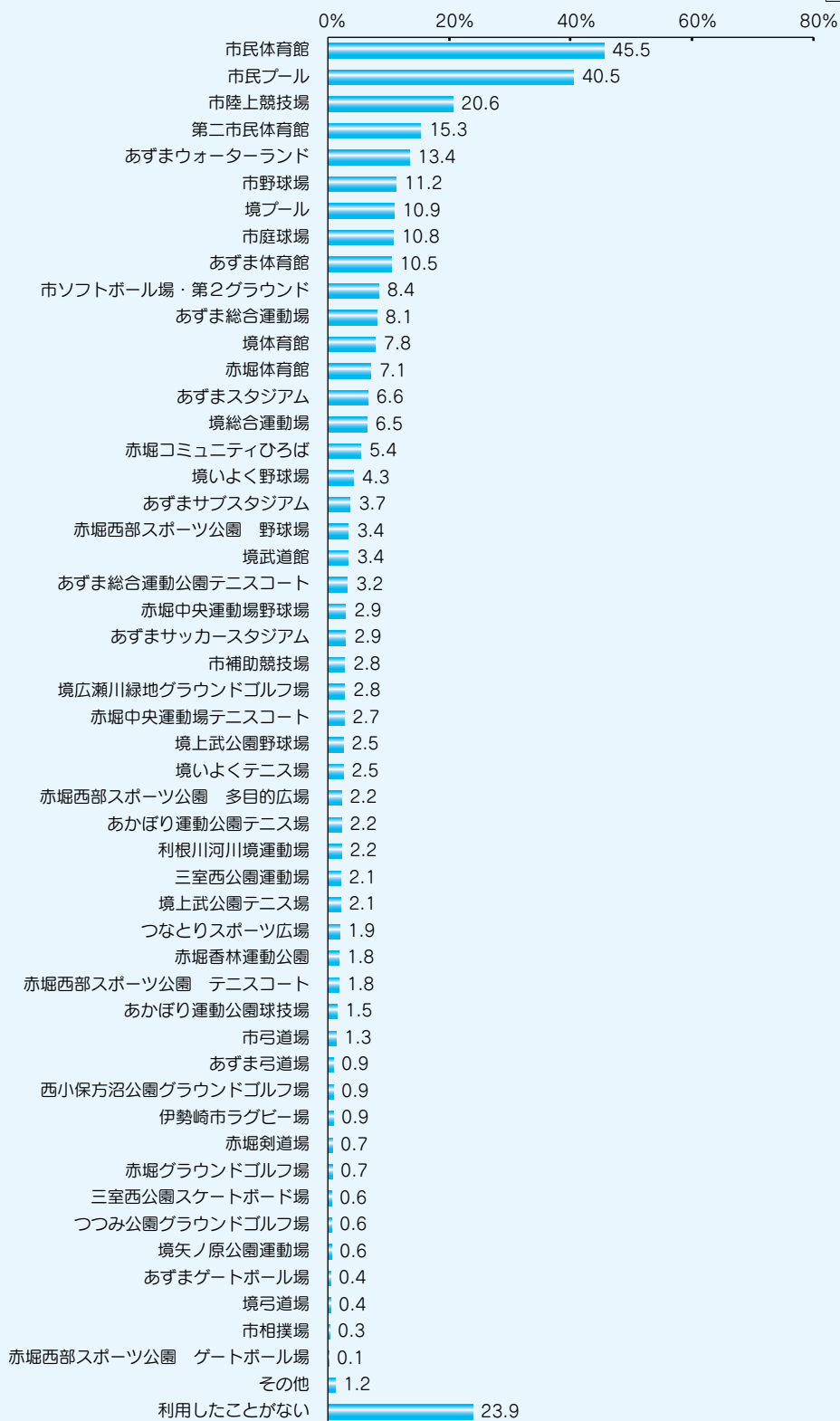
○スポーツ団体のひとつであるNPO（特定非営利活動）法人伊勢崎西部スポーツクラブは、市内で唯一の総合型地域スポーツクラブです。同クラブは、活動上の課題に「指導者の確保や養成」、「活動資金・運営費の確保」、「他の団体との協力・連携」を挙げており、今後は多様なスポーツの楽しみ方を工夫しながら、地域に密着した一層の活動に取り組む考えを持っています。

《スポーツ施設》

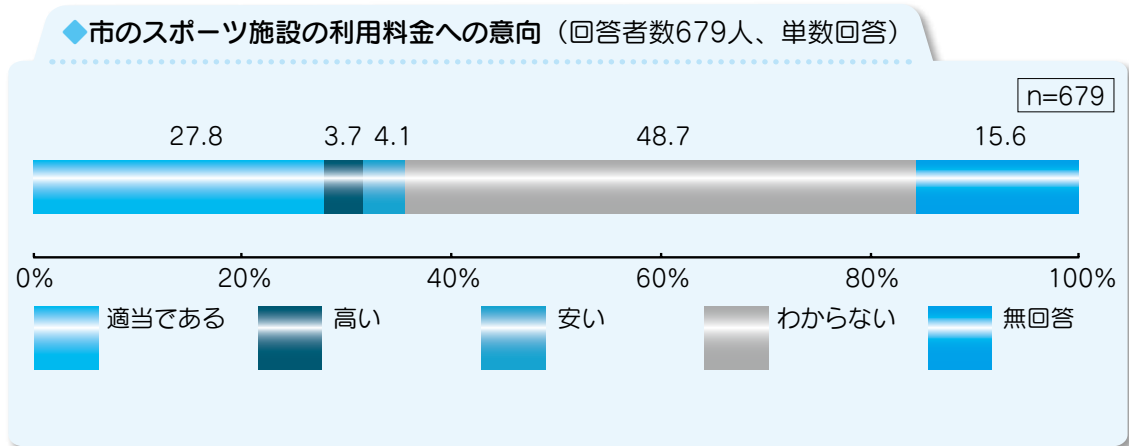
- 年間延べ100万人を超える利用者のあるスポーツ施設の安全性と利便性を確保するため、施設・設備の改修と更新を計画的に実施しています。
- 市民の約7割が施設を利用した経験がある（「利用したことがない」と無回答を除いた割合）と回答しています。利用した施設の中では「市民体育館」と「市民プール」が比較的良好に利用されています（市民アンケート 次ページ図）。

◆ 利用したことのある市のスポーツ施設（回答者数679人、複数回答）

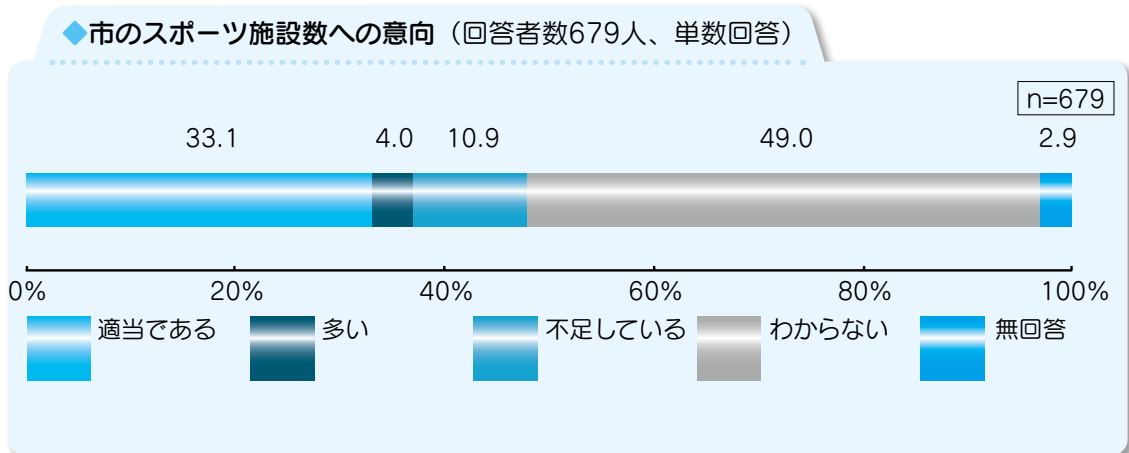
n=679



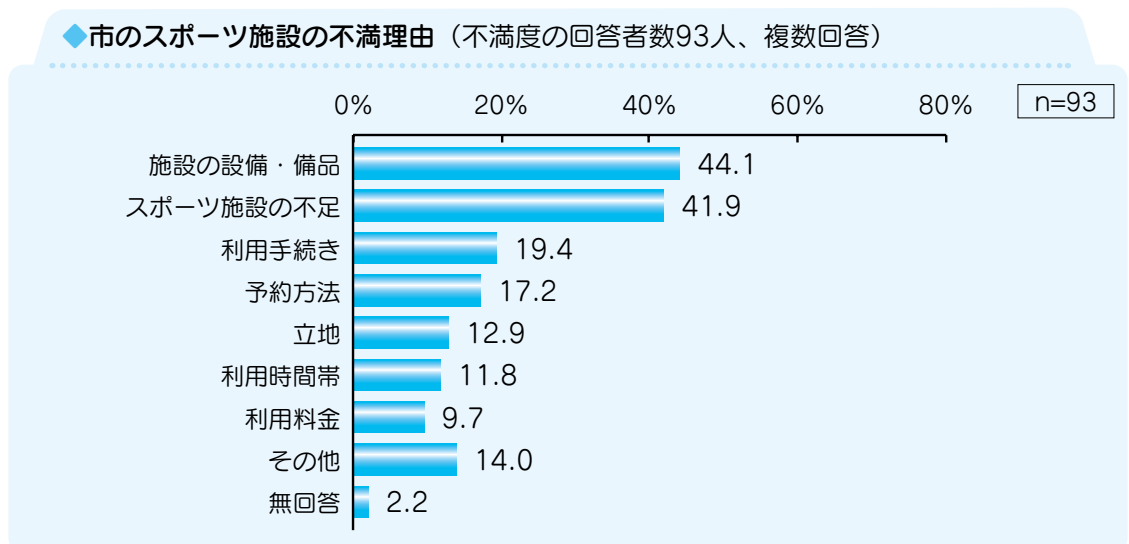
○スポーツ施設の利用料金について、特段の不満はみられません（市民アンケート上図）。



○スポーツ施設の施設数について、特段の不満はみられません（市民アンケート中図）。

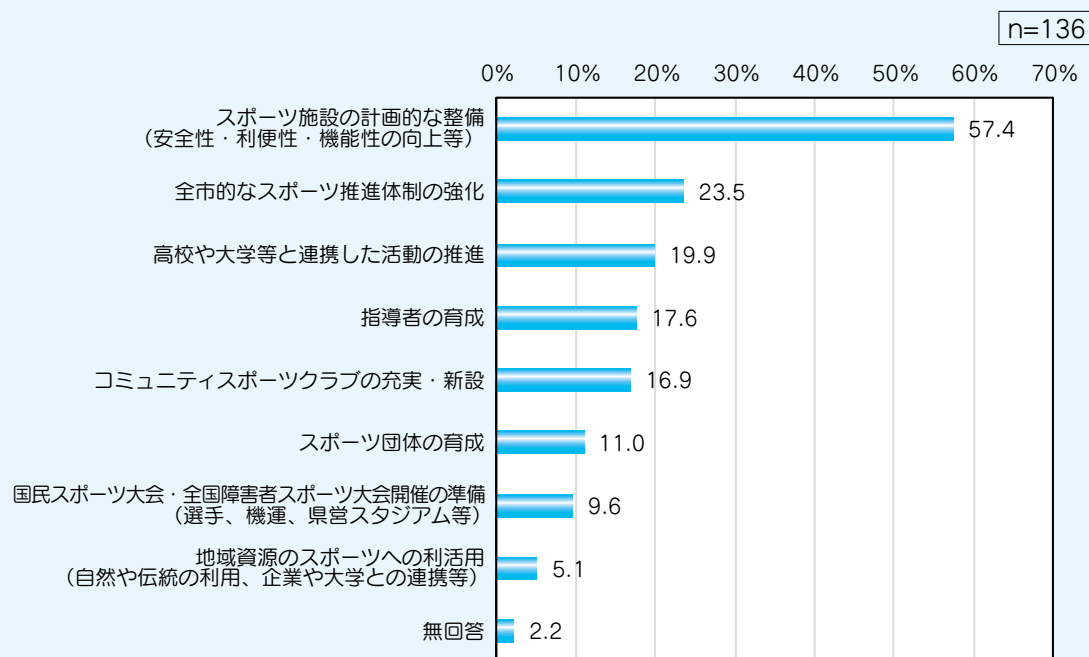


○スポーツ施設を不満と感じる人は、主な理由に「施設の設備・備品」と「スポーツ施設の不足」の2つを挙げています（市民アンケート下図）。



○スポーツ環境・施設の充実に向けた最重要施策に「スポーツ施設の計画的な整備」を挙げています（スポーツ団体アンケート 下図）。

◆スポーツ環境・施設の充実に向けた重要施策（回答136団体、複数回答）



○市民の身近なスポーツ活動の場である、公共スポーツ施設の整備については、新たに策定する「スポーツ振興課所管施設個別施設計画」において検討し進めていきます。

》 参考資料（策定体制関係）

1 伊勢崎市スポーツ推進審議会条例

平成17年1月1日条例第107号

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、伊勢崎市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（定数）

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成23年10月5日条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（伊勢崎市スポーツ振興審議会条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正前の伊勢崎市スポーツ振興審議会条例第1条の規定により置かれた伊勢崎市スポーツ振興審議会は、第1条の規定による改正後の伊勢崎市スポーツ推進審議会条例第1条の規定により置く伊勢崎市スポーツ推進審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（平成24年3月26日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 伊勢崎市スポーツ推進審議会規則

平成17年1月1日教委規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢崎市スポーツ推進審議会条例（平成17年伊勢崎市条例第107号）第5条の規定に基づき、伊勢崎市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、スポーツに関する学識経験のある者のうちから伊勢崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成23年10月3日教委規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の伊勢崎市スポーツ振興審議会規則第2条の規定により委嘱されている伊勢崎市スポーツ振興審議会の委員である者は、この規則による改正後の伊勢崎市スポーツ推進審議会規則第2条の規定により委嘱された伊勢崎市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則（平成26年3月20日教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 伊勢崎市スポーツ推進審議会委員名簿

(敬称略)

	氏名	推薦母体	備考
1	ソリマチ 反町 光雄	一般財団法人伊勢崎市スポーツ協会	副会長
2	ホソガイ 細貝 昭吾	〃	
3	オオタニ 大谷 武夫	伊勢崎市スポーツ推進委員会	
4	イマ 今 啓子	〃	
5	カノウ 狩野 浩之	伊勢崎市地区社会体育推進委員連絡協議会	
6	ナガオカ 長岡 路江	〃	
7	サイトウ 齊藤 久枝	伊勢崎市小中学校長会	
8	シモヤマ 下山 祐樹	伊勢崎市佐波郡中学校体育連盟	
9	オノザト 小野里 真弓	上武大学	会長
10	シミズ 清水 桑美	伊勢崎市スポーツ少年団	
11	ヒラバヤシ 平林 知巳	NPO法人伊勢崎西部スポーツクラブ	

参考資料
策定体制関係

4 計画の策定経過

<平成30年度>

日程	会議等	概要
平成30年5月21日	第1回スポーツ推進審議会	○スポーツ推進計画の概要、策定スケジュールの検討 ○市民意識調査の内容、実施方法の検討
6月29日～7月20日	スポーツに関する市民意識調査の実施 スポーツ団体アンケートの実施	
9月～10月	スポーツ推進計画（たたき台）の庁内検討 関係部署ヒアリングの実施（9月26日、27日）	
10月11日	第1回庁内検討会議	○調査結果の報告 ○スポーツ推進計画（骨子案）の検討
10月30日	第2回スポーツ推進審議会	
12月21日	第2回庁内検討会議	○スポーツ推進計画（中間案）の検討
平成31年2月4日	第3回スポーツ推進審議会	
2月7日	第3回庁内検討会議	○スポーツ推進計画（中間案）の決定
3月22日	第4回スポーツ推進審議会	

<令和元年度>

日程	会議等	概要
令和元年5月27日	第1回スポーツ推進審議会	○スポーツ推進計画（案）の決定
8月1日～8月30日	パブリックコメントの実施	○市民から広く意見を聴取
10月9日	第2回スポーツ推進審議会	○スポーツ推進計画（最終案）の承認

伊勢崎市スポーツ推進計画

～1市民1スポーツを楽しむまち いせさき～

発行日：令和2年4月

発 行：伊勢崎市

〒372-8501 群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410

TEL (0270) 24-5111 (代表)

URL <http://www.city.isesaki.lg.jp>

編 集：健康推進部スポーツ振興課

印 刷：株式会社コーポク

